



青森県基本計画

未来を変える挑戦

～強みをとことん、課題をチャンスに～

Aomori Prefectural Government Master Plan
Changing the Future of Aomori
Breakthrough Innovation

児 童 相 談

2018

(平成29年度実績)

青 森 県

東青地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
中南地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
三八地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
西北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室
上北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室
下北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室

はじめに

児童相談所の業務につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、児童相談所に寄せられる相談は、児童の置かれる環境の変化とともに多様化、複雑化してきております。とりわけ児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、平成 29 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、全国が 133,778 件、青森県が 1,073 件と、それぞれ過去最多となりました。

国では、平成 28 年 6 月 3 日付けで改正児童福祉法を公布し、児童福祉の理念の明確化、児童虐待の発生予防、迅速、的確な虐待対応、被虐待児の自立支援を柱として、段階的に取組を推進することとしています。

本県では、平成 24 年 3 月に「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を策定し、市町村と児童相談所がそれぞれ役割を果たし、関係機関等と適切に連携することで、地域の子どもたちが確実に守られるよう取り組んできたところです。今回の法改正に適切に対応し、さらなる連携の強化に取り組んでいきたいと考えていますので、今後とも、皆様には一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

このたび、平成 29 年度における県内の児童相談所の業務概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、児童相談所業務への一層の御理解、御協力をいただければ幸いです。

平成 30 年 10 月

東青地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室
青森県中央児童相談所長 伊藤 正章

中南地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室
青森県弘前児童相談所長 福田 悟

三八地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室
青森県八戸児童相談所長 舘野 義春

西北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県五所川原児童相談所長 竹島 徹

上北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県七戸児童相談所長 千葉 文明

下北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県むつ児童相談所長 及川 和弘

目 次

第1 児童相談所の概要

1 青森県の状況	1
2 管轄区域図	2
3 管内面積・人口（児童人口）	3
4 児童相談所の名称及び所在地	4
5 組 織	5
6 沿 革	8

第2 児童相談所の業務

1 相 談 業 務	9
(1) 相談の種類と主な内容	9
(2) 相談の流れ	10
(3) 相談の状況	11
ア 養 護 相 談	14
イ 障 害 相 談	22
ウ 非 行 相 談	23
エ 育 成 相 談	24
2 判 定 業 務	25
3 一 時 保 護 業 務	28
(1) 県内児童相談所の一時保護の状況	28
(2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況	30
(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況	33

第3 児童相談所の事業等

1 子ども虐待防止対策	36
(1) 被虐待児フォローアップ事業	36
(2) 子ども虐待ホットライン事業	37
(3) 児童相談所法律相談実施事業	38
(4) カウンセリング強化事業	39
(5) 虐待予防、早期発見のための研修会	39
2 市町村支援	40
(1) 市町村子ども家庭相談支援	40
(2) 要保護児童対策地域協議会支援	40

3	里親支援	41
(1)	里親制度普及啓発講演会	41
(2)	養育里親研修・養子縁組里親研修	41
4	精神発達精密健康診査事後指導	42
(1)	3歳児精神発達精密健康診査事後指導	42
(2)	1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導	43
5	関係機関との連携状況	44
(1)	各種研修会への講師等の派遣	44
(2)	実習生、見学者の受け入れ状況	46

第1 児童相談所の概要

1 青森県の状況

青森県は本州の北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と、南は岩手県、秋田県に接している。

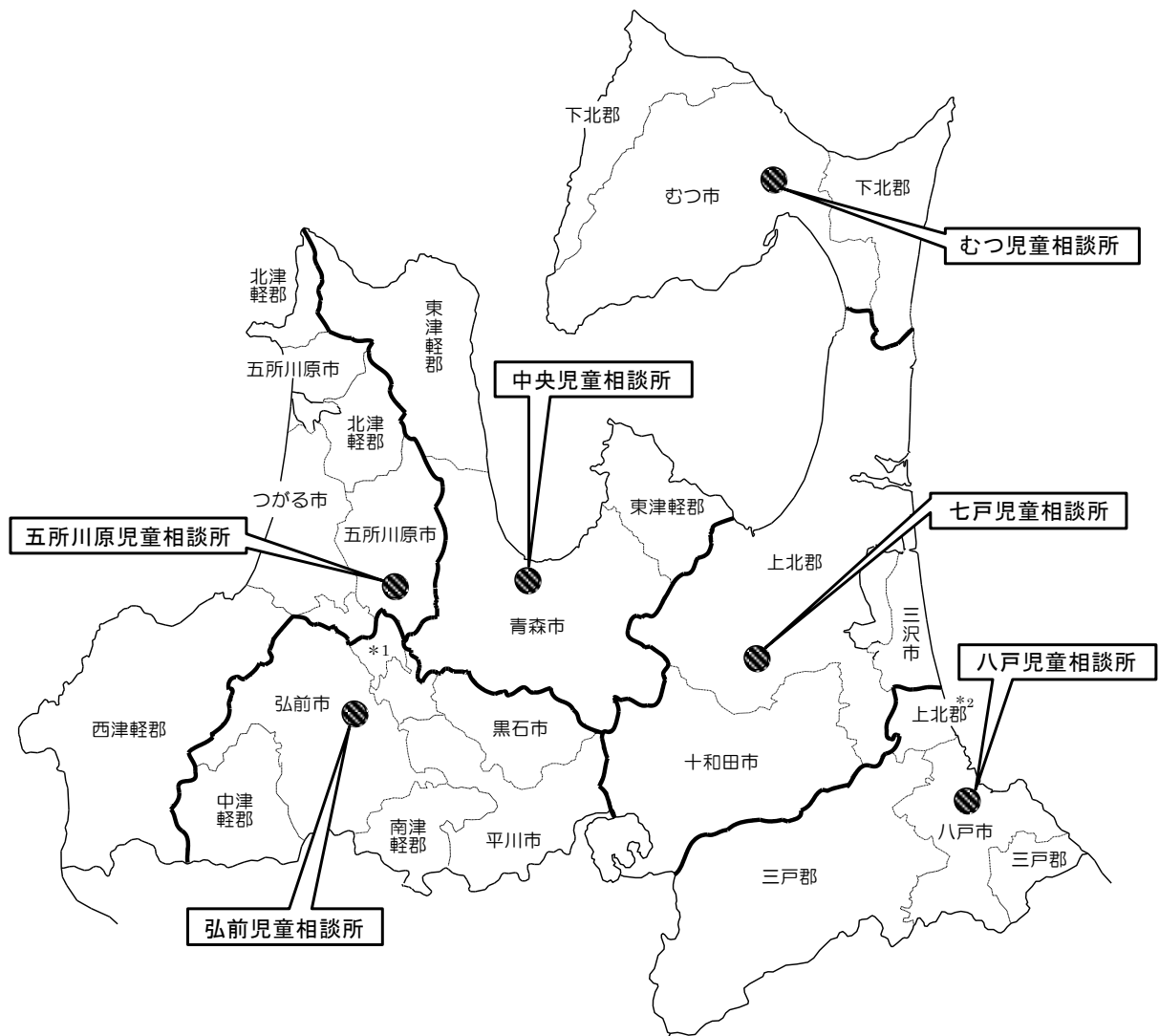
地形的には、三方を海に囲まれ、中央に奥羽山脈が走り、県土を日本海側と太平洋側とに分けている。世界遺産の白神山地に広がるブナの原生林、山地の裾野を彩るりんご畑、変化に富む海岸線の風景は、人々の心に安らぎを与える自然環境を形成している。

本県は10市、22町、8村から成り、面積9,646km²、人口は1,278,581人、児童人口(18歳未満)は176,826人となっている。(H29.10.1 青森県推計人口)

なお、青森県では平成18年3月1日にかけて、延べ44の市町村が関係する計17件の市町村合併が行われ、その経過については次のとおりである。

名 称	合 併 日	関 係 市 町 村
上北郡おいらせ町	H18.3.1	上北郡百石町、上北郡下田町
弘前市	H18.2.27	弘前市、中津軽郡岩木町、中津軽郡相馬村
平川市	H18.1.1	南津軽郡平賀町、南津軽郡尾上町、南津軽郡碓ヶ関村
三戸郡南部町	H18.1.1	三戸郡名川町、三戸郡南部町、三戸郡福地村
青森市	H17.4.1	青森市、南津軽郡浪岡町
上北郡東北町	H17.3.31	上北郡上北町、上北郡東北町
上北郡七戸町	H17.3.31	上北郡七戸町、上北郡天間林村
西津軽郡深浦町	H17.3.31	西津軽郡深浦町、西津軽郡岩崎村
八戸市	H17.3.31	八戸市、三戸郡南郷村
北津軽郡中泊町	H17.3.28	北津軽郡中里町、北津軽郡小泊村
南津軽郡藤崎町	H17.3.28	南津軽郡藤崎町、南津軽郡常盤村
東津軽郡外ヶ浜町	H17.3.28	東津軽郡蟹田町、東津軽郡平舘村、東津軽郡三厩村
五所川原市	H17.3.28	五所川原市、北津軽郡金木町、北津軽郡市浦村
むつ市	H17.3.14	むつ市、下北郡川内町、下北郡大畑町、下北郡脇野沢村
つがる市	H17.2.11	西津軽郡木造町、西津軽郡森田村、西津軽郡柏村 西津軽郡稲垣村、西津軽郡車力村
十和田市	H17.1.1	十和田市、上北郡十和田湖町
三戸郡五戸町	H16.7.1	三戸郡五戸町、三戸郡倉石村

2 管轄区域図 (平成30年4月1日現在)



※ 北津軽郡のうち、板柳町*1は弘前児童相談所管内
上北郡のうち、おいらせ町*2は八戸児童相談所管内

3 管内面積・人口（児童人口）

相談所名	管轄区域	面積(km ²)	人口(人) 〔30.4.1〕 〔推計人口〕	H29.10.1 推計人口		
				人口(人)	児童人口(人)	比率(%)
中央	青森市	824.61	279,278	282,032	38,957	13.8
	東津軽郡	653.49	21,541	21,917	2,325	10.6
	計	1,478.10	300,819	303,949	41,282	13.6
弘前	弘前市	524.20	172,500	174,287	23,384	13.4
	黒石市	217.05	32,842	33,260	4,543	13.7
	平川市	346.01	31,110	31,398	4,363	13.9
	中津軽郡	246.02	1,338	1,342	156	11.6
	南津軽郡	223.06	31,485	31,733	4,195	13.2
	北津軽郡 (板柳町)	41.88	13,359	13,517	1,769	13.1
	計	1,598.22	282,634	285,537	38,410	13.5
八戸	八戸市	305.56	225,836	227,778	33,736	14.8
	三戸郡	969.33	64,625	65,467	8,072	12.3
	上北郡 (おいらせ町)	71.96	24,235	24,336	4,268	17.5
	計	1,346.85	314,696	317,581	46,076	14.5
五所川原	五所川原市	404.20	52,830	53,565	7,177	13.4
	つがる市	253.55	31,730	32,177	4,113	12.8
	西津軽郡	831.98	17,240	17,606	1,802	10.2
	北津軽郡 (板柳町を除く)	262.77	23,327	23,698	2,935	12.4
	計	1,752.50	125,127	127,046	16,027	12.6
七戸	十和田市	725.65	61,723	62,238	8,796	14.1
	三沢市	119.87	38,950	39,312	6,464	16.4
	上北郡 (おいらせ町を除く)	1,208.36	70,302	71,014	9,629	13.6
	計	2,053.88	170,975	172,564	24,889	14.4
むつ	むつ市	864.12	55,554	56,585	8,099	14.3
	下北郡	551.96	14,907	15,188	1,996	13.1
	計	1,416.08	70,461	71,773	10,095	14.1
合計		9,645.64	1,264,712	1,278,581	176,826	13.8

(注1) 総面積は平成29年10月1日現在の全国都道府県市町村別面積調(国土交通省国土地理院)

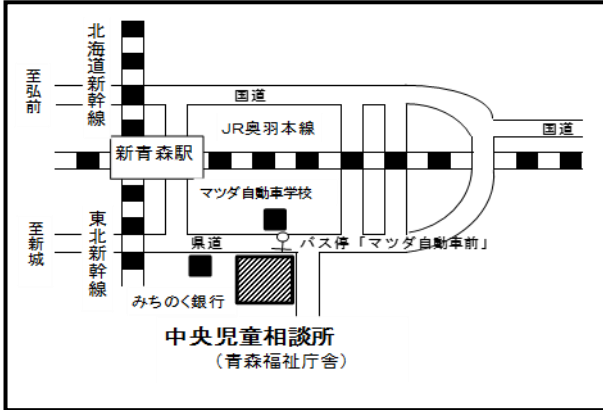
(注2) 人口は平成29年10月1日現在及び平成30年4月1日現在の推計人口(青森県統計分析課)

(注3) 県の人口には、県内市町村間移動者数を含んでいないため、各市町村の推計人口の総計とは一致しない。

4 児童相談所の名称及び所在地

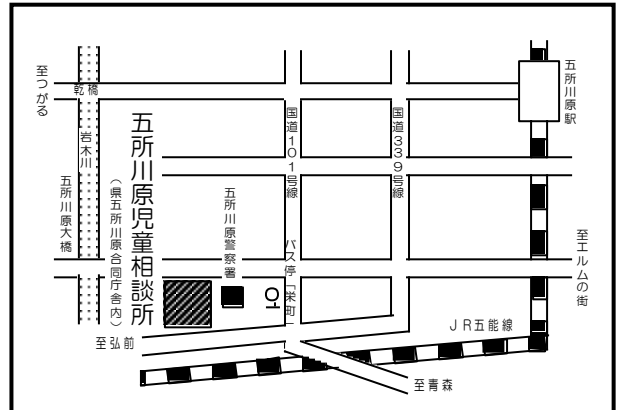
中央児童相談所

〒038-0003 青森市石江字江渡 5-1
 TEL (017) 781-9744
 FAX (017) 781-4175



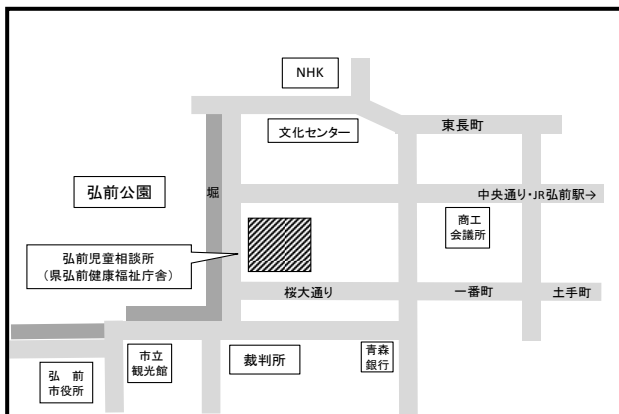
五所川原児童相談所

〒037-0046 五所川原市栄町 10
 TEL (0173) 38-1555
 FAX (0173) 38-4637



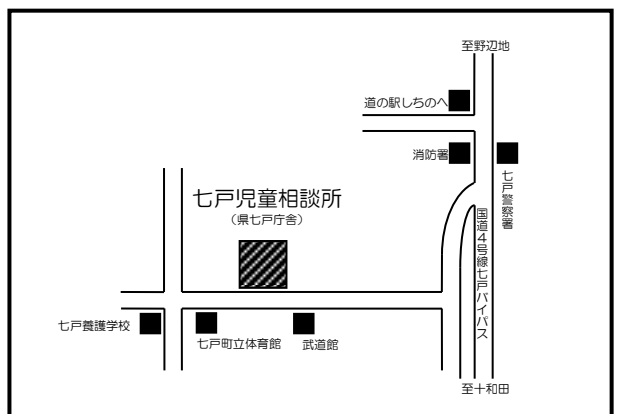
弘前児童相談所

〒036-8356 弘前市大字下白銀町 14-2
 TEL (0172) 36-7474
 FAX (0172) 36-8726



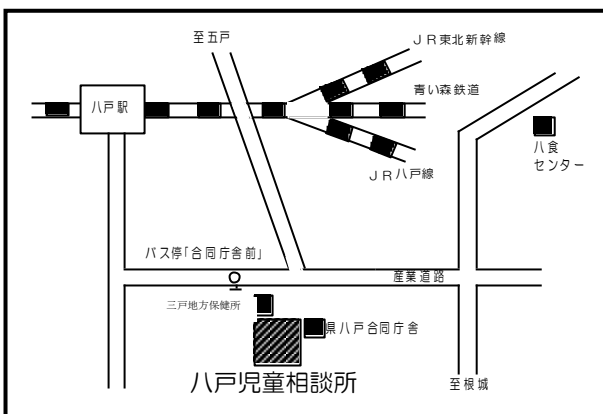
七戸児童相談所

〒039-2594 七戸町字蛇坂 55-1
 TEL (0176) 60-8086
 FAX (0176) 60-8087



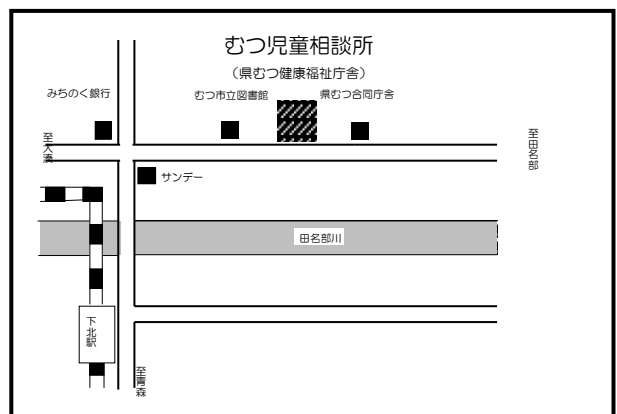
八戸児童相談所

〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田 7
 TEL (0178) 27-2271
 FAX (0178) 27-2627



むつ児童相談所

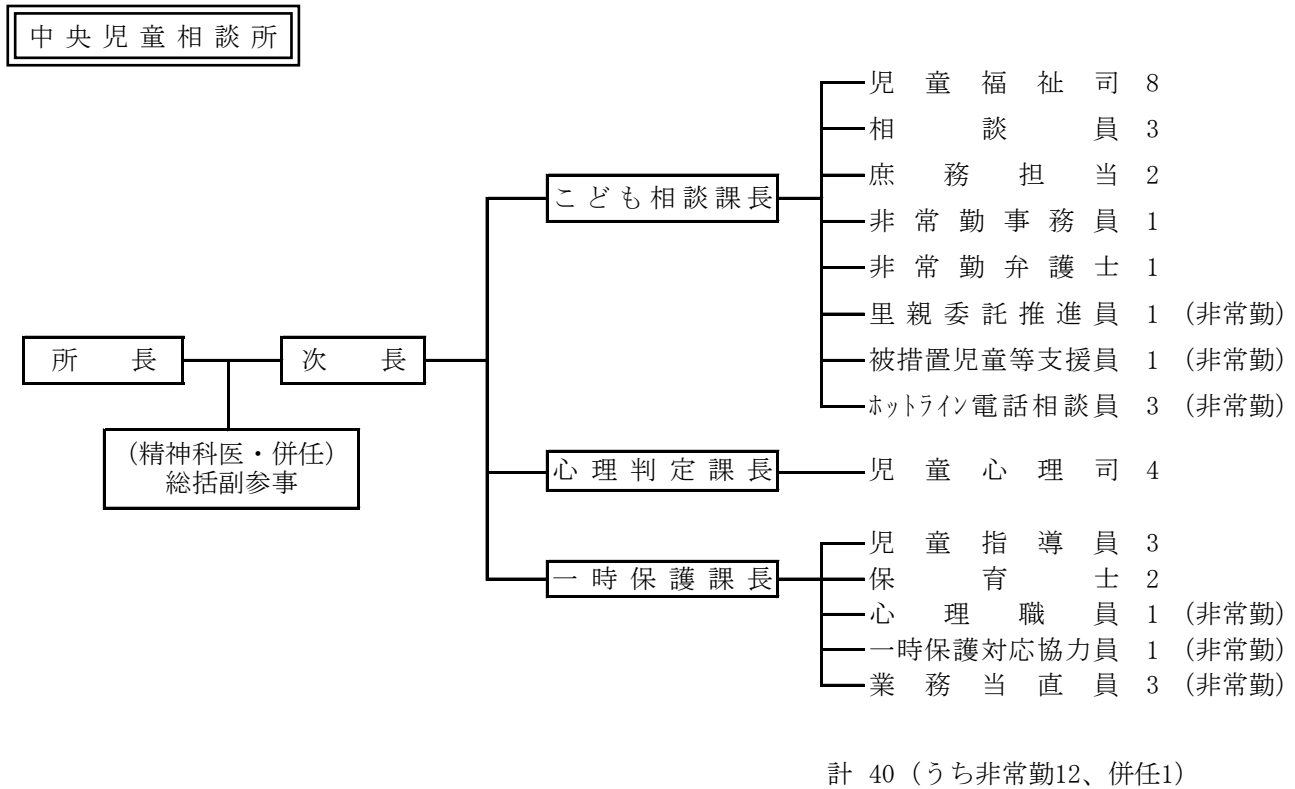
〒035-0073 むつ市中央1丁目 3-33
 TEL (0175) 23-5975
 FAX (0175) 23-5982



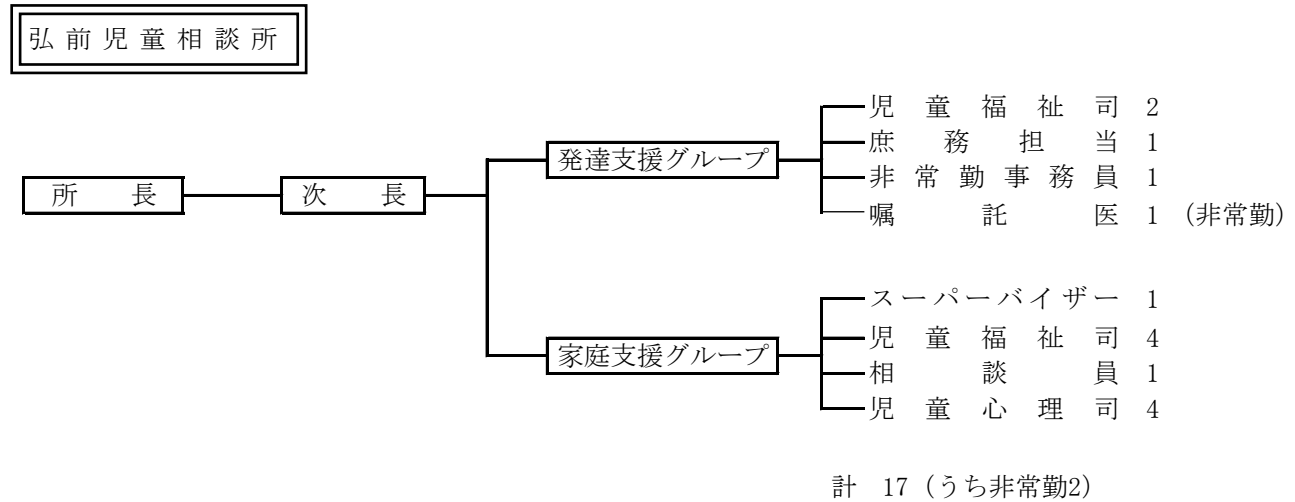
5 組 織

H30.4.1現在

【東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

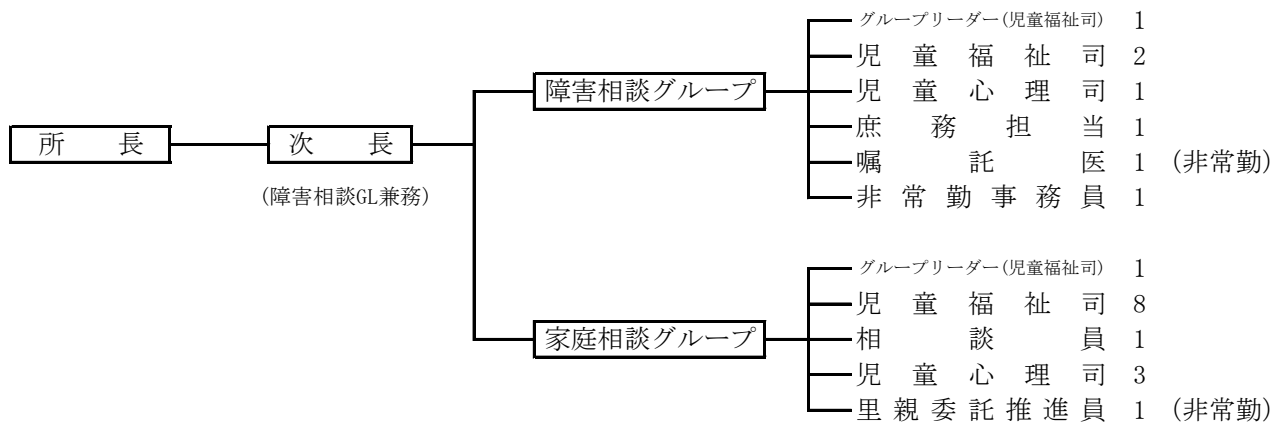


【中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】



【三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

八戸児童相談所



計 22 (うち非常勤 3)

【西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

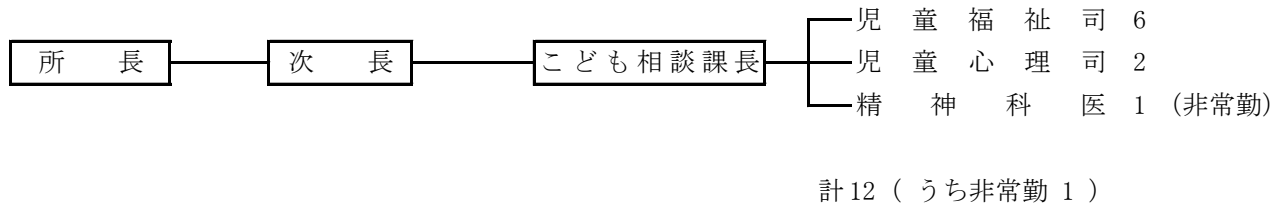
五所川原児童相談所



計 10 (うち非常勤 1)

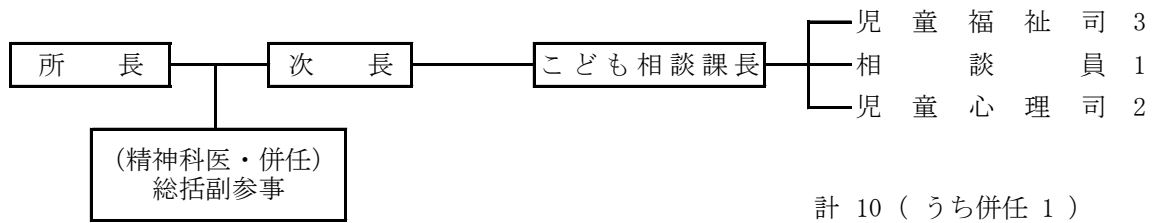
【上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

七戸児童相談所



【下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

むつ児童相談所



6 沿 革

年 度	項 目
昭和 23	(昭和22.12 児童福祉法公布、昭和23.1 児童福祉法施行、昭和23.4 児童福祉法全面施行) 4月 中央児童相談所を本庁児童課内に、一時保護所を青森学園（教護院、当時青森市石江）におく。 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。
24	3月 中央児童相談所新築移転（青森市新町）。 8月 中央児童相談所八戸出張所設置（八戸市玄中寺下）。
26	5月 中央児童相談所八戸出張所を八戸児童相談所に昇格。
27	児童福祉法第27条第1項の知事の措置権を児童相談所長に委任。
29	4月 中央児童相談所移転（青森市寺町）。
34	中央、弘前、八戸児童相談所が次長制となる。
35	12月 中央児童相談所新築移転（青森市松森）。
44	弘前、八戸児童相談所は次長制廃止。一時保護の集中管理実施。
47	中央児童相談所は次長制を廃止し、総務係、業務係の二係制となる。
55	中央児童相談所は庶務課、業務課、一時保護課の三課制となる。
平成 元	青森福祉庁舎建設工事着工される。
3	10月 中央児童相談所新築移転（青森市石江－青森福祉庁舎内）。
5	中央児童相談所が次長制（兼務）となる。
9	4月 中央児童相談所むつ支所が県むつ合同庁舎内に開設される。
10	4月 県内各児童相談所庶務課の名称を総務課に改称。
12	4月 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に、八戸児童相談所七戸支所が県七戸庁舎内に開設される。 中央児童相談所は総務課、業務課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
14	4月 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が県内6圏域ごとに「地方健康福祉子どもセンター」として組織改編となり、児童相談所については、各センター子ども相談部として、各支所が、むつ児童相談所、五所川原児童相談所、七戸児童相談所に格上げとなる。 各児童相談所の総務課及び業務課を廃止し、「子ども相談第一課」及び「子ども相談第二課」を新設。中央児童相談所は、子ども相談第一課、子ども相談第二課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
16	4月 中央児童相談所は次長制廃止。
18	4月 弘前、八戸、むつの3地域は、「地方健康福祉子どもセンター 子ども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 子ども相談総室」として組織改編となる。 中央児童相談所に精神科医（常勤）が配置される。
19	4月 青森、五所川原、七戸の3地域は、「地方健康福祉子どもセンター 子ども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 子ども相談総室」として組織改編される。 各児童相談所が、「子ども相談第一課」及び「子ども相談第二課」を廃止して所長の下に次長制をしき、中央児童相談所は、「子ども相談課」を新設。
20	4月 五所川原、七戸、むつの3地域は、「福祉総室」と「子ども相談総室」とを統合し、「地域県民局 地域健康福祉部福祉子ども総室」として組織改編される。
21	4月 中央児童相談所の精神科医（常勤）が廃止され、つくしが丘病院の精神科医が中央児童相談所兼務となる。
23	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を新設。
24	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を廃止。
27	3月 弘前児童相談所新築移転（弘前市下白銀町－県弘前健康福祉庁舎内）
28	4月 むつ児童相談所移転（むつ市中央1丁目3-33 県むつ健康福祉庁舎内）

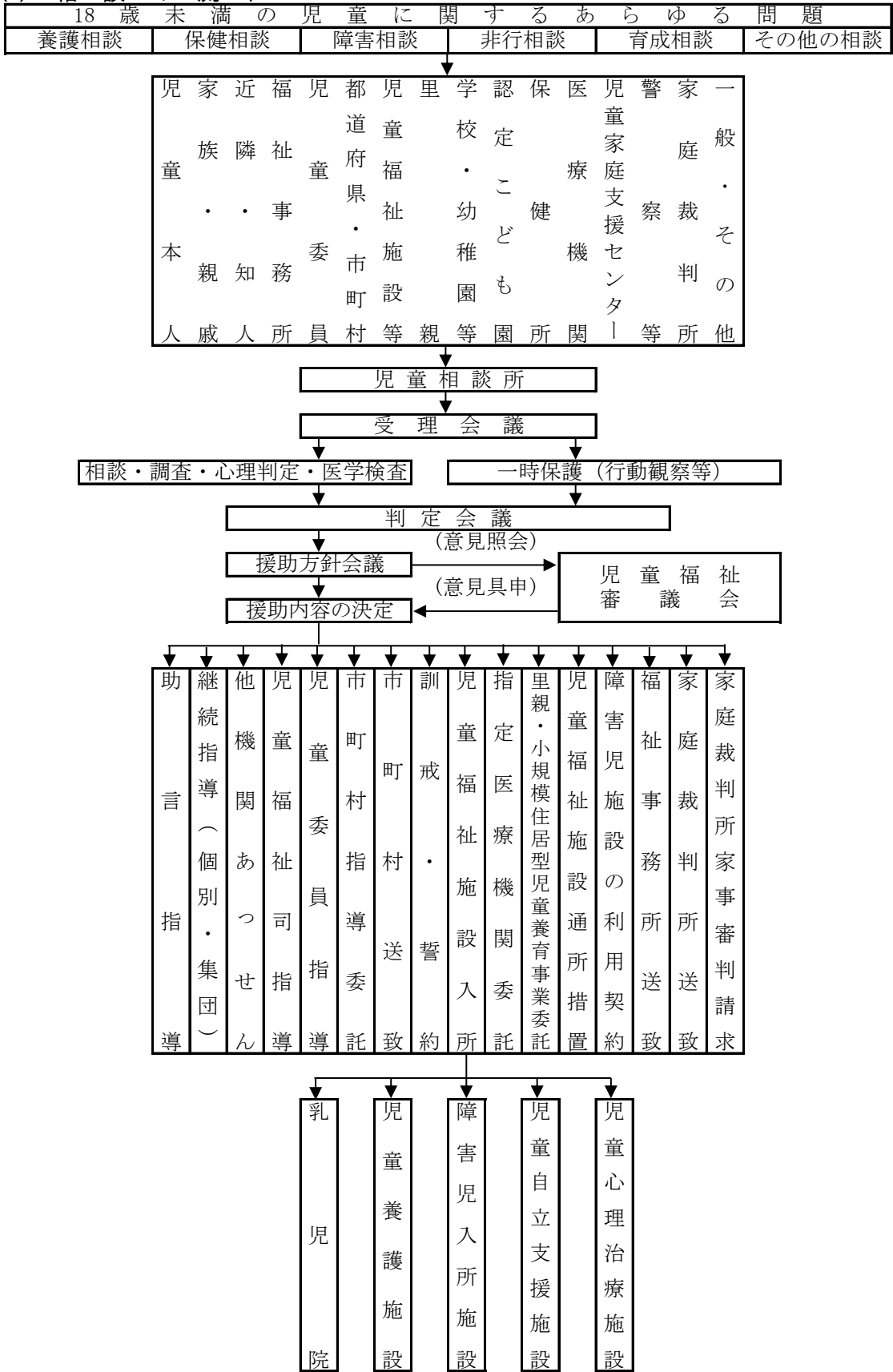
第2 児童相談所の業務

1 相 談 業 務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害児に関する相談
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談
	発 達 障 害 相 談	自閉症・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害の児童に関する相談
非行相談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところへ分類する。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談	里親希望に関する相談、夫婦関係等についての相談等、上記のいずれにも該当しない相談	

(2) 相談の流れ



(3) 相談の状況

①相談種類別受付状況

平成29年度に県内の児童相談所が受け付けた相談の総件数は3,759件で平成28年度の3,941件に比べ182件減(前年度比95.4%)となった。

増加した相談種別は、養護(虐待)相談(120件増)、肢体不自由相談(14件増)、視聴覚障害相談(1件増)、言語発達障害相談(6件増)、重症心身障害相談(1件増)、ぐ犯行為等相談(7件増)、適性相談(23件増)となっている。

減少した相談種別は、養護(その他)相談(18件減)、保健相談(2件減)、知的障害相談(132件減)、触法行為相談(21件減)、性格行動相談(98件減)、不登校相談(42件減)、育児・しつけ相談(12件減)、その他相談(29件減)となっている。

相談種類別では、虐待相談を含む養護相談が1,607件で42.8%(前年度比106.8%)、知的障害相談及び発達障害等の障害相談が1,473件で全体の39.2%(前年度比95.1%)、性格行動相談等の育成相談が325件で8.6%(前年度比71.6%)、その他の相談が224件で6.0%(前年度比88.5%)、非行相談が130件で3.5%(前年度比90.3%)、保健相談が0件となっている。

表1 相談種類別児童受付数

相談種類	養護		保	障 害						非 行 育 成				そ の 計			
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校		適 性	育 児 ・ し つ け	
中央	28	234	121	4		4	2	262	32	20	17	48	18	14	17	77	870
	(%)	(26.9)	(13.9)	(0.5)		(0.5)	(0.2)	(30.1)	(3.7)	(2.3)	(2.0)	(5.5)	(2.1)	(1.6)	(2.0)	(8.9)	(100.0)
弘前	29	359	138	7	1	6	1	266	16	38	11	49	15	25	11	67	1,010
	(%)	(35.5)	(13.7)	(0.7)	(0.1)	(0.6)	(0.1)	(26.3)	(1.6)	(3.8)	(1.1)	(4.9)	(1.5)	(2.5)	(1.1)	(6.6)	(100.0)
八戸	28	211	109	1		1	5	265	23	20	5	64	15	12	5	27	763
	(%)	(27.7)	(14.3)	(0.1)		(0.1)	(0.7)	(34.7)	(3.0)	(2.6)	(0.7)	(8.4)	(2.0)	(1.6)	(0.7)	(3.5)	(100.0)
五所川原	29	192	121	1		1	2	242	27	19	6	49	5	9	6	30	710
	(%)	(27.0)	(17.0)	(0.1)		(0.1)	(0.3)	(34.1)	(3.8)	(2.7)	(0.8)	(6.9)	(0.7)	(1.3)	(0.8)	(4.2)	(100.0)
七戸	28	310	169	18		4	6	451	4	18	19	96	22	18	10	81	1,226
	(%)	(25.3)	(13.8)	(1.5)		(0.3)	(0.5)	(36.8)	(0.3)	(1.5)	(1.5)	(7.8)	(1.8)	(1.5)	(0.8)	(6.6)	(100.0)
むつ	29	302	158	25		7	13	377	4	25	9	53	13	27	6	69	1,088
	(%)	(27.8)	(14.5)	(2.3)		(0.6)	(1.2)	(34.7)	(0.4)	(2.3)	(0.8)	(4.9)	(1.2)	(2.5)	(0.6)	(6.3)	(100.0)
合計	28	47	39	3			2	133	24	4	9	32	20	5	6	22	346
	(%)	(13.6)	(11.3)	(0.9)			(0.6)	(38.4)	(6.9)	(1.2)	(2.6)	(9.2)	(5.8)	(1.4)	(1.7)	(6.4)	(100.0)
合計	29	51	34	3		3		150	36	4	2	5	7	5	2	43	345
	(%)	(14.8)	(9.9)	(0.9)		(0.9)		(43.5)	(10.4)	(1.2)	(0.6)	(1.4)	(2.0)	(1.4)	(0.6)	(12.5)	(100.0)
合計	28	106	55	2	8	1	2	190	3	19	6	26	7	2		35	462
	(%)	(22.9)	(11.9)	(0.4)	(1.7)	(0.2)	(0.4)	(41.1)	(0.6)	(4.1)	(1.3)	(5.6)	(1.5)	(0.4)		(7.6)	(100.0)
合計	29	112	30	10			2	134	1	8	4	14	2	5		2	324
	(%)	(34.6)	(9.3)	(3.1)			(0.6)	(41.4)	(0.3)	(2.5)	(1.2)	(4.3)	(0.6)	(1.5)		(0.6)	(100.0)
合計	28	70	34	3		4	3	121	4	7		10	3	3	1	11	274
	(%)	(25.5)	(12.4)	(1.1)		(1.5)	(1.1)	(44.2)	(1.5)	(2.6)		(3.6)	(1.1)	(1.1)	(0.4)	(4.0)	(100.0)
合計	29	82	28	5		3	3	121	6	1	3	8	1	6	2	13	282
	(%)	(29.1)	(9.9)	(1.8)		(1.1)	(1.1)	(42.9)	(2.1)	(0.4)	(1.1)	(2.8)	(0.4)	(2.1)	(0.7)	(4.6)	(100.0)
合計	28	978	527	2	37	14	20	1,422	90	88	56	276	85	54	39	253	3,941
	(%)	(24.8)	(13.4)	(0.1)	(0.9)	(0.4)	(0.5)	(36.1)	(2.3)	(2.2)	(1.4)	(7.0)	(2.2)	(1.4)	(1.0)	(6.4)	(100.0)
合計	29	1,098	509		51	1	20	1,290	90	95	35	178	43	77	27	224	3,759
	(%)	(29.2)	(13.5)		(1.4)	(0.0)	(0.5)	(34.3)	(2.4)	(2.5)	(0.9)	(4.7)	(1.1)	(2.0)	(0.7)	(6.0)	(100.0)

②相談経路別受付状況

相談の経路別の受付状況は、表2のとおりである。家族・親戚からの相談が1,657件で最も多く、次いで警察・家裁からの相談が593件、都道府県からの相談が339件等となっている。

表2 相談経路別児童受付数

児相	受付経路	都道府県	市町村・児童委員	福祉事務所（県・市）	児童福祉施設・保育所	児童家庭支援センター・認定こども園	警察・家庭裁判所	保健所・医療機関	学校等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	年度%														
中央	28 (%)	55 (6.2)	7 (0.8)	85 (9.6)	31 (3.5)	2 (0.2)	192 (21.6)	12 (1.3)	22 (2.5)	11 (1.2)	374 (42.0)	55 (6.2)	15 (1.7)	29 (3.3)	890 (100.0)
	29 (%)	78 (7.7)	25 (2.5)	94 (9.3)	56 (5.5)	2 (0.2)	154 (15.2)	22 (2.2)	63 (6.2)	12 (1.2)	414 (41.0)	50 (5.0)	15 (1.5)	25 (2.5)	1,010 (100.0)
弘前	28 (%)	79 (10.4)	16 (2.1)	59 (7.8)	18 (2.4)	7 (0.9)	115 (15.1)	10 (1.3)	34 (4.5)		350 (46.0)	38 (5.0)	8 (1.1)	27 (3.5)	761 (100.0)
	29 (%)	71 (10.1)	29 (4.1)	61 (8.7)	8 (1.1)		155 (22.0)	10 (1.4)	27 (3.8)	1 (0.1)	297 (42.1)	23 (3.3)	4 (0.6)	19 (2.7)	705 (100.0)
八戸	28 (%)	101 (8.2)	37 (3.0)	25 (2.0)	80 (6.5)	7 (0.6)	133 (10.8)	20 (1.6)	76 (6.2)	10 (0.8)	611 (49.8)	61 (5.0)	13 (1.1)	52 (4.2)	1,226 (100.0)
	29 (%)	83 (7.6)	32 (2.9)	15 (1.4)	55 (5.1)	16 (1.5)	125 (11.5)	40 (3.7)	93 (8.5)	13 (1.2)	516 (47.4)	54 (5.0)	15 (1.4)	31 (2.8)	1,088 (100.0)
五所川原	28 (%)	32 (9.2)	23 (6.6)	12 (3.5)	19 (5.5)		38 (11.0)	5 (1.4)	21 (6.1)	5 (1.4)	174 (50.3)	5 (1.4)	7 (2.0)	5 (1.4)	346 (100.0)
	29 (%)	43 (12.5)	12 (3.5)	12 (3.5)	11 (3.2)		45 (13.0)	1 (0.3)	16 (4.6)	2 (0.6)	180 (52.2)	3 (0.9)	8 (2.3)	12 (3.5)	345 (100.0)
七戸	28 (%)	79 (17.1)	31 (6.7)	28 (6.1)	30 (6.5)		61 (13.2)	7 (1.5)	25 (5.4)	4 (0.9)	164 (35.5)	14 (3.0)	2 (0.4)	17 (3.7)	462 (100.0)
	29 (%)	37 (11.4)	20 (6.2)	26 (8.0)	14 (4.3)		57 (17.6)	9 (2.8)	11 (3.4)	1 (0.3)	132 (40.7)	10 (3.1)	5 (1.5)	2 (0.6)	324 (100.0)
むつ	28 (%)	25 (9.2)	20 (7.3)	19 (7.0)	27 (9.9)	1 (0.4)	38 (13.9)	10 (3.7)	14 (5.1)	7 (2.6)	102 (37.4)	5 (1.8)	4 (1.5)	1 (0.4)	273 (100.0)
	29 (%)	27 (9.5)	12 (4.2)	16 (5.7)	14 (4.9)		57 (20.1)	6 (2.1)	16 (5.7)	2 (0.7)	118 (41.7)	6 (2.1)	3 (1.1)	6 (2.1)	283 (100.0)
合計	28 (%)	371 (9.4)	134 (3.4)	228 (5.8)	205 (5.2)	17 (0.4)	577 (14.6)	64 (1.6)	192 (4.9)	37 (0.9)	1,775 (44.8)	178 (4.5)	49 (1.2)	131 (3.3)	3,958 (100.0)
	29 (%)	339 (9.0)	130 (3.5)	224 (6.0)	158 (4.2)	18 (0.5)	593 (15.8)	88 (2.3)	226 (6.0)	31 (0.8)	1,657 (44.1)	146 (3.9)	50 (1.3)	95 (2.5)	3,755 (100.0)

表1と表2の合計数に誤差が生じるのは、表1が年齢別の合計であるため年齢不明分が除かれていること、表2は男女別の合計であるため性別不明分が除かれていることによる。

③相談処理状況

平成29年度中に措置・処理した件数は3,743件である。助言指導で処理をしたものが2,914件で77.9%を占め、次いでそのほかが449件、障害児施設等への利用契約が114件、児童福祉施設入所が82件、児童福祉司指導が73件等となっている。

表3 相談処理件数

児相	処理 年度 %	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児童家庭支援センター指導・指導委託	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設 入 所	指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法27-1・4による家庭裁判所送致	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他	計
中央	28 (%)	689 (81.1)	18 (2.1)	18 (2.1)	13 (1.5)			8 (0.9)		15 (1.8)		2 (0.2)		7 (0.8)	80 (9.4)	850 (100.0)
	29 (%)	818 (82.2)	6 (0.6)	9 (0.9)	19 (1.9)			4 (0.4)		22 (2.2)		9 (0.9)	1 (0.1)	3 (0.3)	104 (10.5)	995 (100.0)
弘前	28 (%)	614 (81.3)	14 (1.9)	3 (0.4)	13 (1.7)			2 (0.3)		20 (2.6)		2 (0.3)		5 (0.7)	82 (10.9)	755 (100.0)
	29 (%)	602 (85.0)	7 (1.0)	1 (0.1)	4 (0.6)			4 (0.6)		19 (2.7)				7 (1.0)	64 (9.0)	708 (100.0)
八戸	28 (%)	939 (76.9)	19 (1.6)	2 (0.2)	19 (1.6)			7 (0.6)		21 (1.7)		7 (0.6)		43 (3.5)	164 (13.4)	1,221 (100.0)
	29 (%)	764 (71.1)	8 (0.7)	6 (0.6)	40 (3.7)			18 (1.7)		23 (2.1)		6 (0.6)		48 (4.5)	162 (15.1)	1,075 (100.0)
五所川原	28 (%)	267 (79.9)	8 (2.4)	1 (0.3)	4 (1.2)					4 (1.2)		2 (0.6)		14 (4.2)	34 (10.2)	334 (100.0)
	29 (%)	298 (83.9)	5 (1.4)		1 (0.3)					3 (0.8)		1 (0.3)		15 (4.2)	32 (9.0)	355 (100.0)
七戸	28 (%)	326 (67.8)	5 (1.0)	1 (0.2)	10 (2.1)			8 (1.7)	1 (0.2)	16 (3.3)		2 (0.4)	1 (0.2)	32 (6.7)	79 (16.4)	481 (100.0)
	29 (%)	236 (73.8)	1 (0.3)		2 (0.6)			2 (0.6)		8 (2.5)		3 (0.9)	1 (0.3)	26 (8.1)	41 (12.8)	320 (100.0)
むつ	28 (%)	186 (66.9)	13 (4.7)		10 (3.6)					5 (1.8)				19 (6.8)	45 (16.2)	278 (100.0)
	29 (%)	196 (67.6)	18 (6.2)	1 (0.3)	7 (2.4)					7 (2.4)				15 (5.2)	46 (15.9)	290 (100.0)
合計	28 (%)	3,021 (77.1)	77 (2.0)	25 (0.6)	69 (1.8)			25 (0.6)	1 (0.0)	81 (2.1)		15 (0.4)	1 (0.0)	120 (3.1)	484 (12.4)	3,919 (100.0)
	29 (%)	2,914 (77.9)	45 (1.2)	17 (0.5)	73 (2.0)			28 (0.7)		82 (2.2)		19 (0.5)	2 (0.1)	114 (3.0)	449 (12.0)	3,743 (100.0)

表3の措置・処理件数の中には、平成29年度未処理のものは含まれていない。

ア 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容については表4のとおりである。主な原因としては、家族環境（虐待、経済的理由等）から生じた問題が85.3%（前年度比103.9%）を占めている。

表4 養護相談の理由別処理件数

理由別 処理	家出	死亡	離婚	傷病	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	1			2	36	25	5	69
里親委託					7	3	6	16
助言指導	1			18	923	233	189	1,364
継続指導					21	7		28
児童福祉司指導					44	9	5	58
その他					42	16	9	67
計 (%)	2 (0.1)			20 (1.2)	1,073 (67.0)	293 (18.3)	214 (13.4)	1,602 (100.0)

(ア) 虐待関係

虐待相談処理状況は、下記のとおりである。

表5 虐待相談処理（対応）件数

年度	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ	計
平成27年度	127 (11)	178 (2)	383	61 (1)	127 (2)	46	922 (16)
平成28年度	218 (1)	208 (1)	302	40 (1)	113 (2)	68	949 (5)
平成29年度	338 (1)	198 (4)	288 (1)	57	110	82	1,073 (6)

注：（ ）は電話相談再掲

図1 虐待相談処理件数の推移

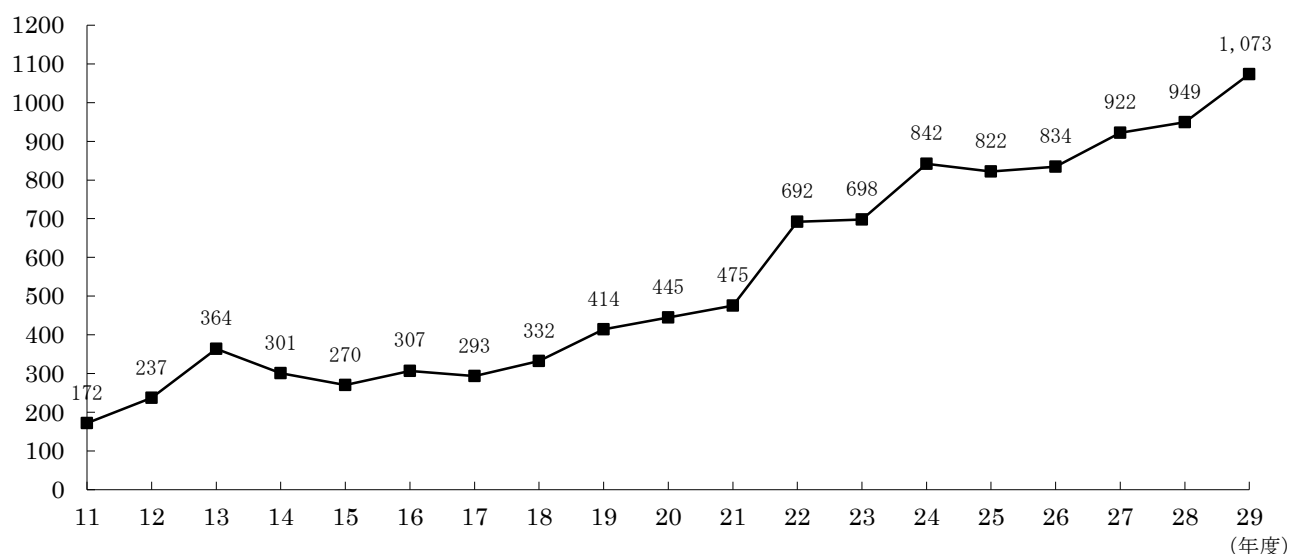


表6 虐待の内容

児相	虐待の内容		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
	年度						
中 央	27		28 (10)		76	23 (1)	127 (11)
	28		60 (1)	5	134	19	218 (1)
	29		85	5	168	80 (1)	338 (1)
弘 前	27		57 (2)		96	25	178 (2)
	28		50	2	128	28 (1)	208 (1)
	29		34 (1)		137 (3)	27	198 (4)
八 戸	27		92	10	198	83	383
	28		72	4	149	77	302
	29		53 (1)	3	125	107	288 (1)
五所川原	27		11	1	31 (1)	18	61 (1)
	28		9		21 (1)	10	40 (1)
	29		14		40	3	57
七 戸	27		48	2	47	30 (2)	127 (2)
	28		52	1	37	23 (2)	113 (2)
	29		44	6	33	27	110
む つ	27		11		28	7	46
	28		21	1	33	13	68
	29		16		38	28	82
計	27		247 (12)	13	476 (1)	186 (3)	922 (16)
	28		264 (1)	13	502 (1)	170 (3)	949 (5)
	29		246 (2)	14	541 (3)	272 (1)	1,073 (6)

注：（ ）は電話相談の再掲

表7 被虐待児童の年齢別内訳（六児相合計）

年度	虐待の内容 性別 年齢	身体的虐待				性的虐待				心理的虐待				保護の怠慢・拒否				合計			
		男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	合計
平成28年度	0～3歳未満	13	17		30		1		1	69	63		132	17	12		29	99	93		192
	3～学齢前児童	33	21		54					60	54		114	16	22		38	109	97		206
	小学生	50	34		84		2		2	74	80		154	31	22		53	155	138		293
	中学生	27	30		57	1	6		7	30	34		64	13	26		39	71	96		167
	高校生・その他	11	26		37	1	2		3	17	21		38	3	8		11	32	57		89
	不詳		1	1	2														1	1	2
計	134	129	1	264	2	11		13	250	252		502	80	90		170	466	482	1	949	
		(1)		(1)						(1)		(1)	(1)	(2)		(3)	(1)	(4)		(5)	
平成29年度	0～3歳未満	14	11		25					65	54	1	120	28	23		51	107	88	1	196
	3～学齢前児童	32	15		47		1		1	66	62		128	30	28		58	128	106		234
	小学生	50	38		88	1	1		2	88	89		177	45	51		96	184	179		363
	中学生	21	36		57		6		6	29	43		72	24	19		43	74	104		178
	高校生・その他	12	17		29		5		5	18	25		43	10	14		24	40	61		101
	不詳											1	1							1	1
計	129	117		246	1	13		14	266	273	2	541	137	135		272	533	538	2	1,073	
	(1)	(1)		(2)					(1)		(2)	(3)		(1)		(1)	(2)	(2)	(2)	(6)	

注：（ ）は電話相談の再掲

表8 虐待通告相談通告経路

児相	経路	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	都道府県	市町村・児童委員	福祉事務所	児童福祉施設等	児童家庭支援センター・認定こども園	警察等	保健所・医療機関	学校等	里親	その他	計	虐待者本人(再掲)
	年度																
中央	28	8	4	22	4 (1)	4		1	5		152	3	7		8	218 (1)	
	29	39 (1)	20	34	6	14	8	7	14	5	129	9	42	5	6	338 (1)	5
弘前	28	27	1	25	1	11	3			6	102	4	23		5 (1)	208 (1)	1
	29	14 (2)	1	18	3	11					139	1	7		4 (2)	198 (4)	
八戸	28	49	20	40	5	20	4	3	10	4	92	8	44		3	302	21
	29	27 (1)	14	38	9	5	1	2	7	9	91	25	53	1	6	288 (1)	18
五所川原	28	2		1 (1)		3	3				22	3	6			40 (1)	
	29	2				3		2	1		36		7		6	57	
七戸	28	5	1	9 (2)	1	14	9	5	1		45	3	20			113 (2)	1
	29	13		10	4	5	5	5	3		46	9	10			110	3
むつ	28	3		1		3	5		3		38	4	11			68	
	29	4	5	3	2		4				54	2	8			82	
合計	28	94	26	98 (3)	11 (1)	55	24	9	19	10	451	25	111		16 (1)	949 (5)	23
	29	99 (4)	40	103	24	38	18	16	25	14	495	46	127	6	22 (2)	1,073 (6)	26

注:()内は電話相談の再掲

表9 虐待者について

虐待者 児相 年度	実 父	実 父 以 外 の 父 親	実 母	実 母 以 外 の 母 親	祖 父	祖 母	そ の 他	不 詳	計	両 親 (再 掲)
	中央	28 103 (1)	19	81		5	1	7	2	218 (1)
29	142 (1)	16	170	1	2	3	4		338 (1)	24 (1)
弘前	28 89	7	109 (1)			1	2		208 (1)	11
29	117	14	66 (4)				1		198 (4)	4
八戸	28 111	30	157	1	2	1			302	40
29	115	25	143 (1)	1			4		288 (1)	46
五所川原	28 17	4	16 (1)				3		40 (1)	1
29	29	3	16		6		3		57	6
七戸	28 56 (2)	11	38	4				4	113 (2)	9
29	42	15	46	2	2	2	1		110	6
むつ	28 30	2	29	2		1	4		68	
29	38	2	42						82	
合計	28 406 (3)	73	430 (2)	7	7	4	16	6	949 (5)	78
29	483 (1)	75	483 (5)	4	10	5	13		1,073 (6)	86 (1)

注:()内は電話相談の再掲

表10 虐待相談処理状況

児相	処理	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 福 祉 施 設 等 入 所	里 親 委 託	そ の 他	計
	年度								
中央	28	186	7	10	8	2		5 (1)	218 (1)
	29	301	1	1	11	13	1	10 (1)	338 (1)
弘前	28	186	6	2	5	4		5 (1)	208 (1)
	29	183 (2)	4	1	3	3		4 (2)	198 (4)
八戸	28	257	2		11	13	2	17	302
	29	227	2	1	22	12	5	19 (1)	288 (1)
五所川原	28	34 (1)	1	1		4			40 (1)
	29	51	2			1		3	57
七戸	28	92 (2)		1	6	3		11	113 (2)
	29	99	1		2	4	1	3	110
むつ	28	47	5		10	4		2	68
	29	61	11		6	3		1	82
合計	28	802 (3)	21	14	40	30	2	40 (2)	949 (5)
	29	922 (2)	21	3	44	36	7	40 (4)	1,073 (6)

注:()内は電話相談の再掲
 その他は、福祉事務所送致等

(イ) 里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

a 里親委託

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認定した者である。

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

里親及び委託児童の状況は表11のとおりである(前年度登録里親数 139、委託里子数 61)。

表11 里親登録・児童委託の状況 (平成30年3月末現在)

児 相	登録里親数	委 託 里 親		委託里子数
		実 数	受託率 (%)	
中 央	32	16	50.0	22
弘 前	23	6	26.1	6
八 戸	41	12	29.3	21
五 所 川 原	8	4	50.0	6
七 戸	18	3	16.7	3
む つ	5	1	20.0	4
計	127	42	33.1	62

b 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）とは、保護者のない児童又は保護者に監督させることが不適當であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において複数の児童について養育を行う事業である。

ファミリーホーム委託児童の状況は表12のとおりである。

表12 小規模住居型児童養育事業の利用状況 (平成30年3月末現在)

児 相	管内事業所数	定員	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置人員	その他	措置人員	その他	措置人員	その他
中 央	4	24			1		5	
弘 前								
八 戸	2	12			1		7	
五 所 川 原								
七 戸			2		1		4	
む つ							3	
計	6	36	2		3		19	

(参考) 里親等委託率 (平成30年3月末現在)

$$= \frac{\text{里親委託児童数(62人)} + \text{ファミリーホーム委託児童数(19人)}}{\text{乳児院入所児童(22人)} + \text{養護施設入所児童(214人)} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童(81人)}} = 25.6\%$$

(ウ) 法的対応の状況

a 嘱託弁護士の法律相談実施状況

平成29年度から中央児童相談所に嘱託弁護士が配置され、虐待相談等において法的対応が必要となった場合に、県内各児童相談所からの相談等に対応している。

法律相談への対応状況は、表13のとおりである。

表13 嘱託弁護士の法律相談実施状況

相談内容	回数
法第28条関係	10
親権関係	2
無戸籍関係	1
里親委託、特別養子縁組関係	2
未成年後見人関係	1
被虐待児の対応関係	1
強制措置関係	1

b 家事審判の申立状況

児童福祉法第28条（親権者の意に反する場合の家庭裁判所の承認による施設入所等の措置）及び親権停止・親権喪失、後見人の選任・解任に係る申立状況は表14のとおりである。

表14 家事審判の申立状況

		28条関係	親権関係	後見人関係
八戸	請求件数	2		
	承認件数	1		
	却下・取下件数	2		
むつ	請求件数	1		
	承認件数			
	却下・取下件数	1		

c 虐待防止法に基づく安全確認の実施状況

児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童の安全確認の実施状況は表15のとおりである。

表15 虐待防止法に基づく安全確認の実施状況

	出頭要求	立入調査	臨検・搜索	援助要請	親権喪失審判等	面会制限等	住所情報制限
八戸				4			1

イ 障害相談

障害相談は、前年度の1,583件に比べ110件の減少となっている。最も多いのは、愛護手帳の判定も含む「知的障害」の1,290件で、障害相談全体の87.6%を占め、次いで「発達障害」90件、「肢体不自由」51件と続いている。

表16 障害相談受付件数

児相	肢体不自由	視聴覚障害	重症心身障害	言語発達障害等	知的障害	発達障害	計
中央	7	1	1	6	266	16	297
弘前	1		2	1	242	27	273
八戸	25		13	7	377	4	426
五所川原	3			3	150	36	192
七戸	10		2		134	1	147
むつ	5		3	3	121	6	138
計	51	1	21	20	1,290	90	1,473

図2 障害相談の受付件数の推移

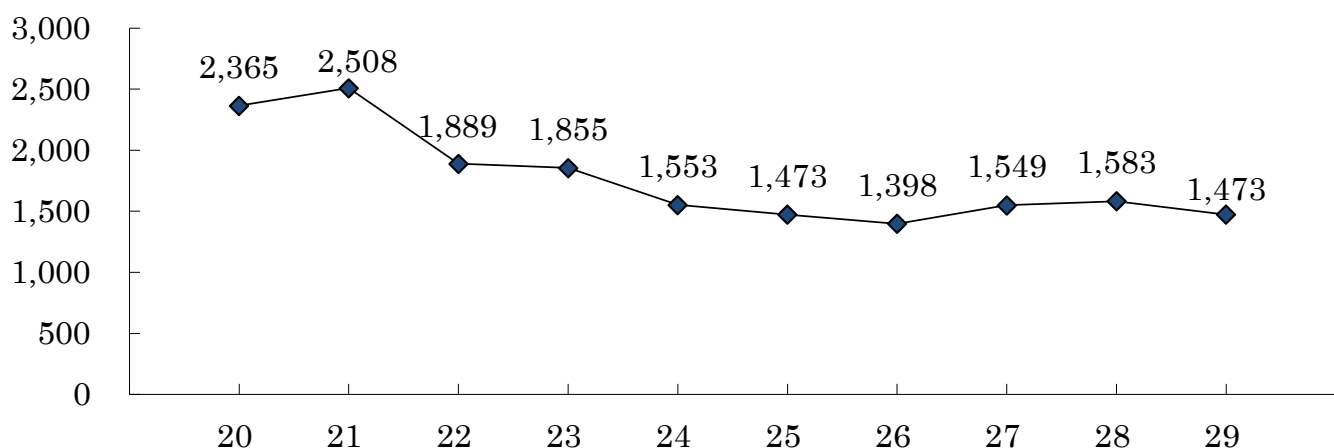


表17 障害児施設別利用状況

(平成30年4月1日現在)

施設種別 児相	福(知的障害児入所施設)	福(自閉症児入所施設)	福(障害盲児入所施設)	福(ろうあ児入所施設)	福(肢体不自由児入所施設)	医(肢体不自由児入所施設)	医(重症心身障害児入所施設)	指(重症心身障害児機関)	合計
中央	9					2		2	13
弘前	7					1		10	18
八戸	19					12	9	4	44
五所川原	15							3	18
七戸	21					4		4	29
むつ	15				1	1	3		20
合計	86				1	20	12	23	142

ウ 非行相談

非行相談は前年度の144件に比べ14件の減少となっているが、「家出・浮浪」及び「窃盗」が多くを占める傾向は前年度と同様である。なお、これらの件数は主たる問題行動を1件として計上しているものであるが、通常は複数の問題行動が重なりあっていることが多い。

表18 非行相談受付件数

児相	ぐ犯行為等	触法行為等	計
中 央	38	11	49
弘 前	19	6	25
八 戸	25	9	34
五 所 川 原	4	2	6
七 戸	8	4	12
む つ	1	3	4
計	95	35	130

図3 非行相談の受付件数の推移

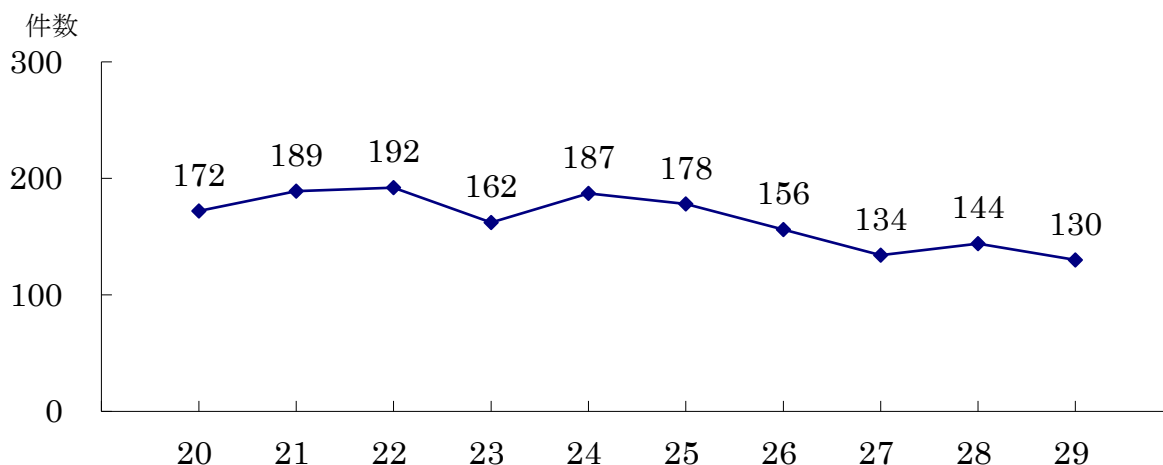


表19 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別 処 理	ぐ 犯 行 為 等 相 談								触 法 行 為 等 相 談				計
	暴 力	虚 言 癖	浪 費 癖	家 出 ・ 浮 浪	自 家 金 銭 持 出	シ ン ナ ー 等 吸 引	性 的 逸 脱	そ の 他	窃 盗	傷 害 ・ 恐 か つ	放 火 ・ 弄 火	そ の 他	
児童福祉施設入所	1	1		2			1		2				7
助 言 指 導	9			22	16		6	10	15	3	1	11	93
継 続 指 導				1	1		1		1		1		5
児童福祉司指導				2	3		4	1	1			2	13
そ の 他				2			2	2	5			2	13
計	10	1		29	20		14	13	24	3	2	15	131

エ 育 成 相 談

育成相談の相談内容による受付状況は表20のとおりで、前年度の454件に比べ129件の減少となっている。最も多いのは「性格行動」の178件で育成相談全体の54.8%を占め、次いで「適性」の77件、「不登校」の43件と続いている。

表20 育成相談受付件数

児相	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
中 央	49	15	25	11	100
弘 前	49	5	9	6	69
八 戸	53	13	27	6	99
五 所 川 原	5	7	5	2	19
七 戸	14	2	5		21
む つ	8	1	6	2	17
計	178	43	77	27	325

図4 性格行動受付件数の推移

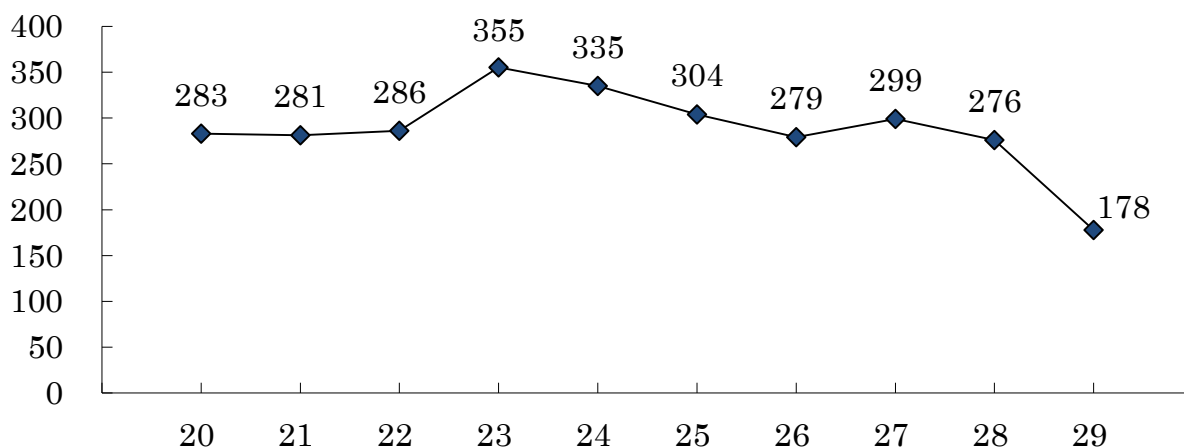
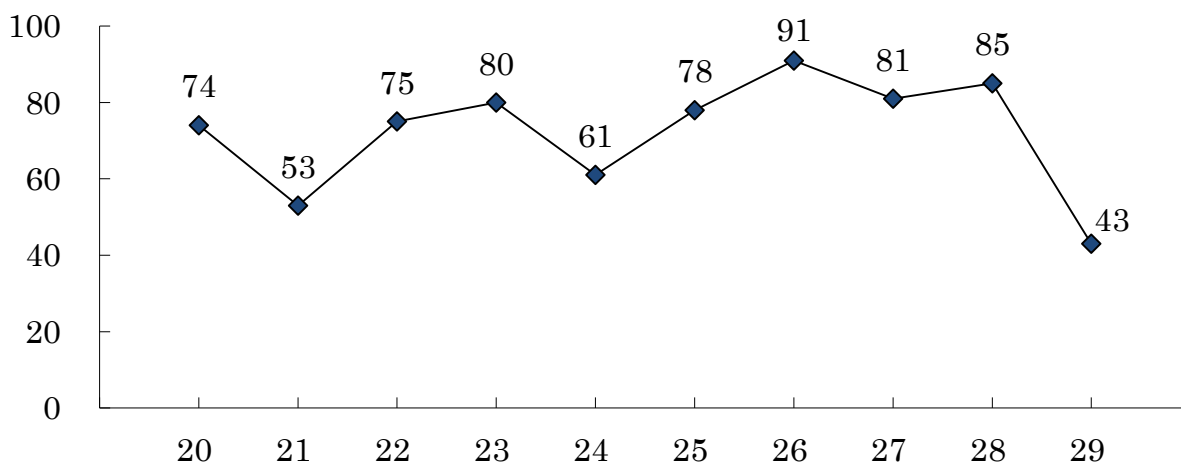


図5 不登校受付件数の推移



2 判定業務

相談種類別の判定実施件数は1,181件で、前年度に比べ17件の減少となっている。相談件数に対する判定実施の割合は31.4%(前年度 30.4%)で、概ね3割程度で推移している。判定実施件数を相談種類別でみると、「知的障害相談」、「養護相談」、「適性相談」、「性格行動相談」の順になっている。

医学的診断指導は前年度に比べ1件減少、心理診断指導は856件減少となっている。

表21 相談種類別判定実施件数

相談種類	年度	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
中央	28	28				6		196	6	15	10	7	1	16		1	286
	29	39				2		162	6	6	5	5		18		1	244
弘前	28	45		1		1		193	9	6	2	14		7			278
	29	34						257	10	16	13	25		4			359
八戸	28	29						229		3	1	13		16			291
	29	26				5		212		5	2	6		17			273
五所川原	28	13						83	15		2	1	1	2			117
	29	9				1		96	20		2	4					132
七戸	28	14				1		99	1	5	4	15	2	3			144
	29	11						77		1		3		4			96
むつ	28	13				1		57	3			4		4			82
	29	9						59		1	2	1		5			77
合計	28	142		1		9		857	34	29	19	54	4	48		1	1,198
	29	128				8		863	36	29	24	44		48		1	1,181

表22 医学的・心理検査状況

検査 対象者	医学的診断指導				心理診断指導						
	診察 指導	医学的 検査	その他	計	知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他 の検査	面接・ 観察・ 指導	計	
中 央	児 童	108	178	92	378	195	92	86	4	308	685
	保 護 者	127			127					230	230
	そ の 他	66			66					80	80
弘 前	児 童	52			52	185	99	45	5	246	580
	保 護 者	58			58					209	209
	そ の 他	1			1					33	33
八 戸	児 童	76			76	174	73	60	8	242	557
	保 護 者	84			84	2				221	223
	そ の 他	2			2					47	47
五 所 川 原	児 童	36			36	109	48	23	32	170	382
	保 護 者	39			39					147	147
	そ の 他	1			1					16	16
七 戸	児 童	37			37	83	30	50	5	161	329
	保 護 者	42			42				1	152	153
	そ の 他	5			5					93	93
む つ	児 童	34			34	69	48	16	5	98	236
	保 護 者	38			38	1			3	97	101
	そ の 他	3			3					38	38
合 計	児 童	343	178	92	613	815	390	280	59	1,225	2,769
	保 護 者	388			388	3			4	1,056	1,063
	そ の 他	78			78					307	307
	計	809	178	92	1,079	818	390	280	63	2,588	4,139

図6 判定実施件数の推移

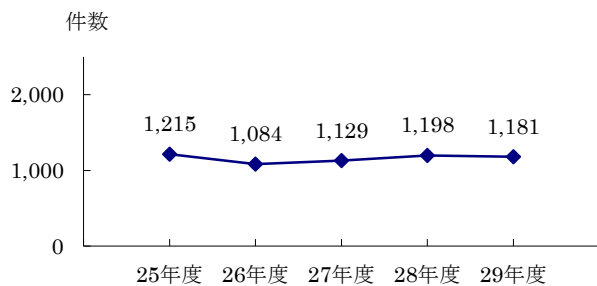


図7 医学的診断指導件数の推移

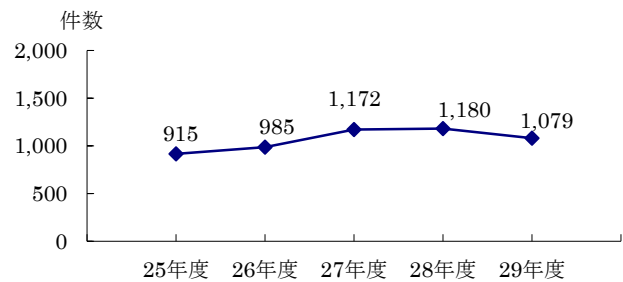


図8 心理診断指導件数の推移

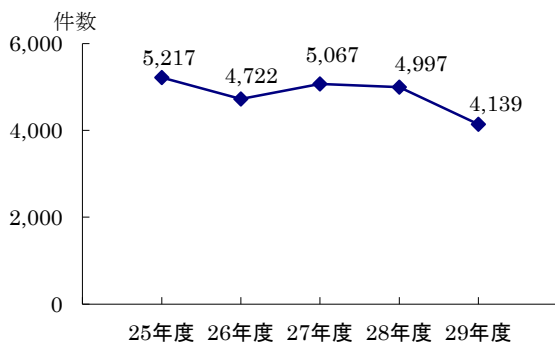


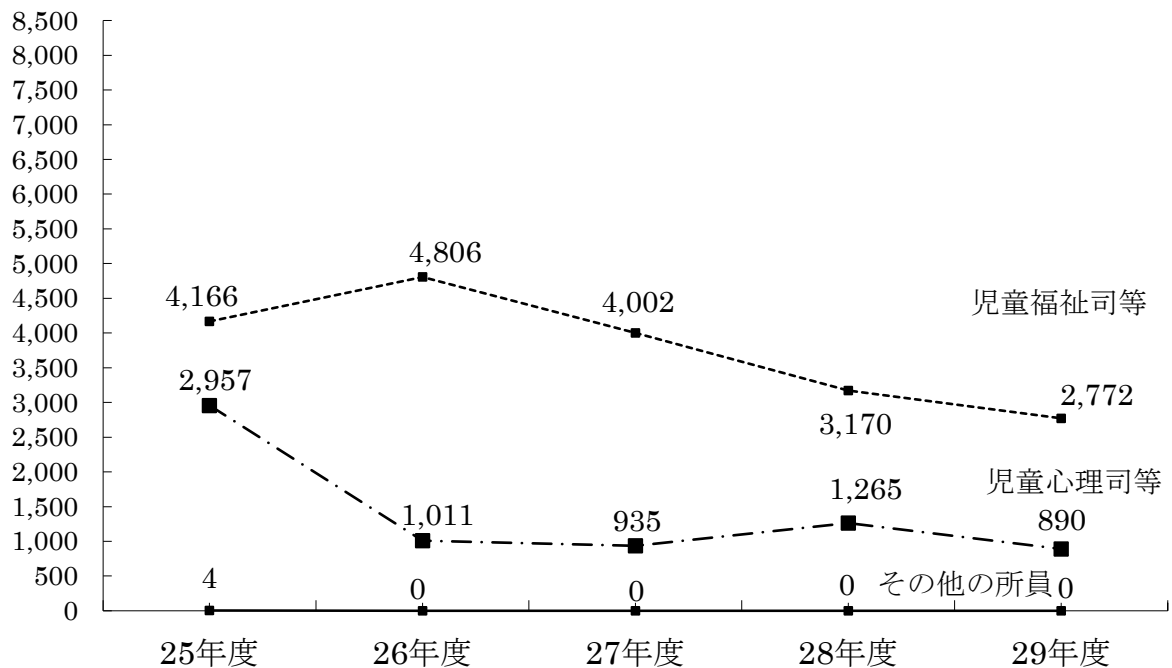
表23 判定書（証明書等）等の交付状況

児相	内容	判定書（証明書等）等の交付状況				合計
		特別児童 扶養手当 診断書	愛護手帳	障害児保 育意見書	その他 (福祉手当・障 害証明書等)	
中	央	11	156	1	42	210
弘	前	12	179		94	285
八	戸	19	207	3	89	318
五	所 川 原	24	95		63	182
七	戸	6	77		31	114
む	つ	6	58		22	86
合	計	78	772	4	341	1,195

表24 心理療法・カウンセリングの状況（六児相合計）

対象別	心理療法・カウンセリングの状況	
	児童心理司等	児童福祉司等
児 童	348	512
保 護 者	305	1,134
そ の 他	237	1,126
計	890	2,772

図9 心理療法・カウンセリングの推移（医師を除く）



3 一時保護業務

(1) 県内児童相談所の一時保護の状況

ア 実人員及び延日数

平成29年度に県内六児童相談所で一時保護(保護委託を含む)した児童の実人員の総数は196人であり、前年度に比べ15人の減となっている。個別に見ると、「中央児相の一時保護」は、中央で1人、八戸で9人、七戸で2人、むつで3人の増であるが、弘前で7人、五所川原で5人の減であった。「所内保護」では、中央で3人、八戸で2人、五所川原で1人の減であった。「保護委託」では、八戸で4人、七戸で6人の増であるが、中央で3人、弘前で9人、五所川原で8人、むつで2人の減であった。

また、延日数の総数は4,457日であり、前年度と比べ104日減少している。

表25 一時保護の状況 (六児相)

児相別	年度	保護の内容	実人員	延日数
中央	28	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	35	661
		昼間一時保護	3	3
		保護委託	23	319
		計	61	983
	29	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	36	956
		昼間一時保護		
保護委託		20	423	
計		56	1,379	
弘前	28	中央児相の一時保護	10	292
		所内保護	6	6
		保護委託	24	663
		計	40	961
	29	中央児相の一時保護	3	102
		所内保護	6	6
保護委託		15	189	
計		24	297	
八戸	28	中央児相の一時保護	16	710
		所内保護	4	6
		保護委託	30	430
		計	50	1,146
	29	中央児相の一時保護	25	839
		所内保護	2	2
保護委託		34	752	
計		61	1,593	
五所川原	28	中央児相の一時保護	7	151
		所内保護	1	1
		保護委託	10	284
		計	18	436
	29	中央児相の一時保護	2	79
		所内保護		
保護委託		2	3	
計		4	82	
七戸	28	中央児相の一時保護	14	396
		所内保護		
		保護委託	16	125
		計	30	521
	29	中央児相の一時保護	16	470
		所内保護		
保護委託		22	373	
計		38	843	
むつ	28	中央児相の一時保護	4	140
		所内保護		
		保護委託	8	374
		計	12	514
	29	中央児相の一時保護	7	159
		所内保護		
保護委託		6	104	
計		13	263	
合計	28	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	86	2,350
		所内保護(中央昼間分含む)	14	16
		保護委託	111	2,195
		計	211	4,561
	29	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	89	2,605
		所内保護(中央昼間分含む)	8	8
保護委託		99	1,844	
計		196	4,457	

イ 相談種類別一時保護児童数

平成29年度に一時保護(保護委託含む。)した児童の相談種類別の実人員は、養護(児童虐待)が135人(68.9%)と最も多く、次いで養護(その他)が38人(19.4%)、非行が19人(9.7%)、育成が4人(2.0%)であり、養護が合計で173人(88.3%)となっている。前年度と比べ、養護(児童虐待)が17人増、養護(その他)が5人減、障害が1人減、非行が15人減、育成が11人減となっている。

延日数では、養護(児童虐待)が2,788日(62.5%)、養護(その他)が960日(21.5%)、非行が549日(12.3%)、育成が161日(3.6%)の順で、養護が合計で3,748日(84.1%)となっている。

表26 相談種類別一時保護児童数

児相別	年度	人員	養 護			障 害 (言語障害・ 知的障害等)	非 行 (ぐ犯行為・ 触法行為等)	育 成 (性格行動・ 不登校等)	保健・ その他	合 計
			児童虐待	その他	小 計					
中央	28	実人員	23	12	35		18	8		61
		延日数	268	225	493		332	158		983
	29	実人員	39	7	46		9	1		56
		延日数	859	166	1,025		312	42		1,379
弘前	28	実人員	26	11	37		3			40
		延日数	753	104	857		104			961
	29	実人員	14	8	22		2			24
		延日数	140	107	247		50			297
八戸	28	実人員	35	8	43		3	4		50
		延日数	811	177	988		77	81		1,146
	29	実人員	47	10	57		2	2		61
		延日数	989	471	1,460		38	95		1,593
五所川原	28	実人員	8	8	16		2			18
		延日数	176	234	410		26			436
	29	実人員	3		3		1			4
		延日数	41		41		41			82
七戸	28	実人員	17	3	20		8	2		30
		延日数	204	70	274		182	65		521
	29	実人員	26	10	36		2			38
		延日数	601	210	811		33			844
むつ	28	実人員	9	1	10	1		1		12
		延日数	486	2	488	2		24		514
	29	実人員	6	3	9		3	1		13
		延日数	158	6	164		75	24		263
合計	28	実人員	118	43	161	1	34	15		211
		延日数	2,698	812	3,510	2	721	328		4,561
	29	実人員	135	38	173		19	4		196
		延日数	2,788	960	3,748		549	161		4,458

(2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況

ア 実人員及び延日数等

平成29年度に中央児童相談所に一時保護した児童の実人員は、県内六児童相談所合わせて89人であり、前年度と比べ3人増加している。個別に見ると、中央が1人、八戸が9人、七戸が2人、むつが3人の増、弘前が7人、五所川原が5人の減となっている。

延日数では県内六児童相談所で2,605日であり、前年度と比べて255日増加している。個別に見ると、中央が295日、八戸が129日、七戸が74日、むつが19日の増、弘前が190日、五所川原が72日の減となっている。

一日平均の一時保護人員は7.1人（前年度比0.7人増）、一人平均の一時保護日数は29.3日（前年度比2.0日増）となっている。

イ 相談種別保護児童数

平成29年度に一時保護した児童の相談種別の実人員は、養護が70人（78.7%）〔児童虐待は57人（64.0%）、その他は13人（14.6%）〕、非行が15人（16.9%）、育成が4人（4.5%）の順となっている。また、延日数では、養護が1,918日（73.6%）〔児童虐待は1,525日（58.5%）、その他は393日（15.1%）〕、非行が526日（20.2%）、育成が161日（6.2%）の順となっている。

実人員では、前年度と比べ3人の増となっているが、個別に見ると養護が21人の増、非行が13人、育成が5人の減となっている。

延日数では、前年度と比べ255日の増となっているが、個別に見ると養護が530日の増、非行が185日、育成が90日の減となっている。

図10 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移

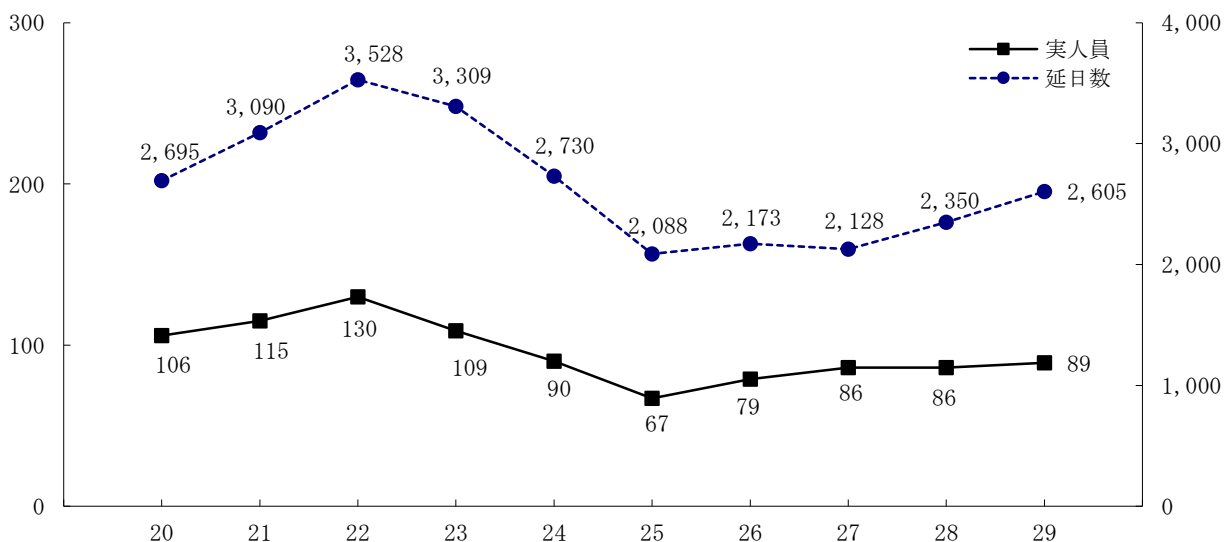


表27 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

児相別	年度	人員	養 護			障 害	非 行			育 成 性格行動	保健・ その他	合 計	1日平均 保護人員	1人平均 保護日数
			児童虐待	その他	小 計		ぐ犯	触法	小 計					
中央	28	実人員	9	6	15		13	2	15	5		35	1.8	18.9
		延日数	99	123	222		253	74	327	112		661		
	29	実人員	22	5	27		8		8	1		36	2.6	26.6
		延日数	468	136	604		310		310	42		956		
弘前	28	実人員	6	1	7		2	1	3			10	0.8	29.2
		延日数	147	41	188		68	36	104			292		
	29	実人員	1	1	2		1		1			3	0.3	34.0
		延日数	27	40	67		35		35			102		
八戸	28	実人員	11	2	13		1	1	2	1		16	1.9	44.4
		延日数	514	70	584		27	49	76	50		710		
	29	実人員	20	2	22		1		1	2		25	2.3	33.6
		延日数	622	86	708		36		36	95		839		
五所川原	28	実人員	3	2	5		1	1	2			7	0.4	21.6
		延日数	87	38	125		1	25	26			151		
	29	実人員	1		1		1		1			2	0.2	39.5
		延日数	38		38		41		41			79		
七戸	28	実人員	3	3	6		6		6	2		14	1.1	28.3
		延日数	83	70	153		178		178	65		396		
	29	実人員	10	5	15		1		1			16	1.3	29.4
		延日数	310	131	441		29		29			470		
むつ	28	実人員	3		3					1		4	0.4	35.0
		延日数	116		116					24		140		
	29	実人員	3		3			3	3	1		7	0.4	22.7
		延日数	60		60			75	75	24		159		
合計	28	実人員	35	14	49		23	5	28	9		86	6.4	27.3
		延日数	1,046	342	1,388		527	184	711	251		2,350		
	29	実人員	57	13	70		12	3	15	4		89	7.1	29.3
		延日数	1,525	393	1,918		451	75	526	161		2,605		

ウ 日数別一時保護児童数

平成29年度の日数別一時保護児童数は、29日～60日が50人(56.2%、前年度比12人増)と最も多く、次いで22日～28日が13人(14.6%、前年度と同数)となっている。

2週間を超えるものは72人(80.9%)と前年度と比べ10人の増となっている。また、2ヶ月を超えて一時保護された児童数は0人であった。

表28 日数別一時保護児童数

児相別	年度	1日～7日	8日～14日	15日～21日	22日～28日	29日～60日	61日以上	合計
中央	28	12	5	3	5	10		35
	29	8	2	1	6	19		36
弘前	28	2			1	7		10
	29				1	2		3
八戸	28				1	11	4	16
	29	1	2	2	4	16		25
五所川原	28	2		2	1	2		7
	29					2		2
七戸	28	1	2	2	4	5		14
	29	1	2	4		9		16
むつ	28				1	3		4
	29	1		2	2	2		7
合計	28	17	7	7	13	38	4	86
	29	11	6	9	13	50		89

エ 一時保護児童の退所先

平成29年度の一時保護児童の退所先のうち、家庭引取が39人(43.8%、前年度比1人増)と最も多かった。次いで、その他が22人(24.7%、前年度比2人増)、児童養護施設が15人(16.9%、前年度比1人減)、児童自立支援施設が6人(6.7%、前年度比2人減)、福祉型障害児入所施設(知的障害児)が5人(5.6%、前年度比3人増)、児童心理治療施設が1人(1.1%、前年度と同数)、家裁送致が1人(1.1%、前年度と同数)の順となっている。

表29 一時保護児童の退所先の状況

児相別	年度	家庭引取	児童養護施設	児童自立支援施設	福祉型障害児入所施設(知的障害児)	児童心理治療施設	家裁送致	その他	合計
中央	28	17	6	3				9	35
	29	17	5	2			1	11	36
弘前	28	4	2					4	10
	29	2	1						3
八戸	28	7	3	2		1		3	16
	29	15	3		5			2	25
五所川原	28	3	2					2	7
	29		1	1					2
七戸	28	6	2	2	1		1	2	14
	29	2	4	1				9	16
むつ	28	1	1	1	1				4
	29	3	1	2		1			7
合計	28	38	16	8	2	1	1	20	86
	29	39	15	6	5	1	1	22	89

(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況

ア 相談種類別委託一時保護の状況

平成29年度に県内六児童相談所で委託一時保護した児童の実人員の総数は99人で、前年度と比べて12人減少となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が73人(73.7%、前年度比1人増)、養護(その他)が22人(22.2%、前年度比6人減)、非行が4人(4.0%、前年度比1人減)の順となっている。

延日数の総数は1,844日で、前年度と比べて351日減少となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が1,287日(69.8%、前年度比353日減)、養護(その他)が534日(29.0%、前年度比65日増)、非行が23日(1.2%、前年度比14日増)の順となっている。

1人平均保護日数(延日数÷実人員)は18.6日で、前年度と比べて1.2日減少となっている。

表30 相談種類別委託一時保護児童数

児相別	年度	人員	児童虐待	養護その他	障害	非行	育成	その他	合計
中央	28	実人員	11	6		3	3		23
		延日数	166	102		5	46		319
	29	実人員	17	2		1			20
		延日数	391	30		2			423
弘前	28	実人員	15	9					24
		延日数	601	62					663
	29	実人員	10	4		1			15
		延日数	110	64		15			189
八戸	28	実人員	22	6			2		30
		延日数	294	107			29		430
	29	実人員	25	8		1			34
		延日数	395	355		2			752
五所川原	28	実人員	4	6					10
		延日数	88	196					284
	29	実人員	2						2
		延日数	3						3
七戸	28	実人員	14			2			16
		延日数	121			4			125
	29	実人員	16	5		1			22
		延日数	290	79		4			373
むつ	28	実人員	6	1	1				8
		延日数	370	2	2				374
	29	実人員	3	3					6
		延日数	98	6					104
合計	28	実人員	72	28	1	5	5		111
		延日数	1,640	469	2	9	75		2,195
	29	実人員	73	22		4			99
		延日数	1,287	534		23			1,844

イ 委託先別委託一時保護の状況

平成29年度の委託先は、実人員100人のうち、児童福祉施設81人（81.0%、前年度比15人減）、里親8人（8.0%、前年度比1人減）、警察7人（7.0%、前年度比2人増）、医療機関4人（4.0%、前年度比3人増）の順となっている。

延日数の総数は1,844日で、児童福祉施設1,614日（87.5%、前年度比 506日減）、里親170日（9.2%、前年度比105日増）、医療機関50日（2.7%、前年度比45人増）警察10日（0.5%、前年度比5日増）の順となっている。

また、一人平均保護日数（延日数÷実人員）は、18.4日で、前年度と比べて1.4日減となっている。

表31 委託先別委託一時保護の状況

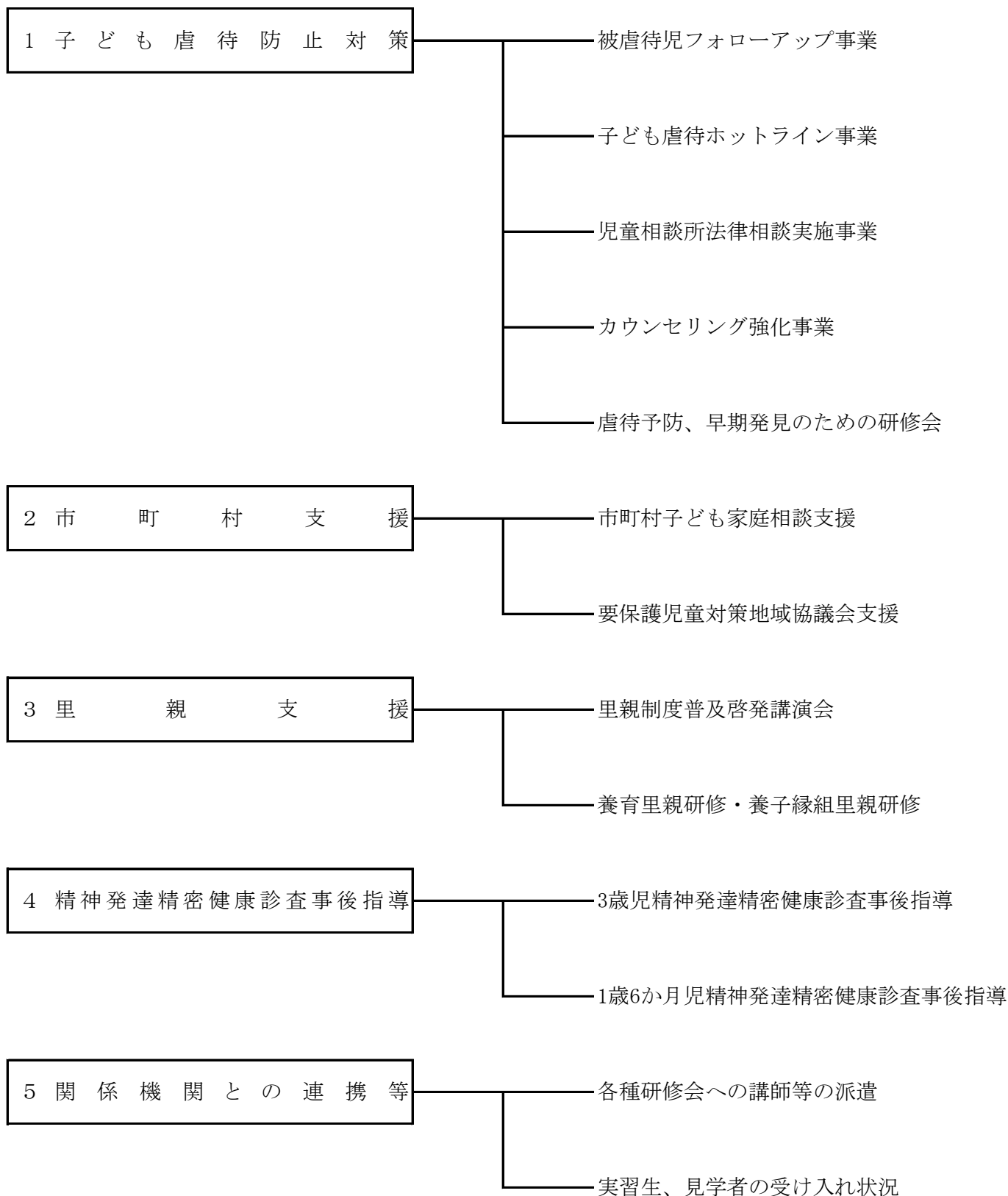
児相別	年度	人員	児童福祉施設	医療機関	里親	警察	その他	合計
中央	28	実人員	15	1	4	3		23
		延日数	292	5	19	3		319
	29	実人員	17	2		1		20
		延日数	375	46		2		423
弘前	28	実人員	23			1		24
		延日数	662			1		663
	29	実人員	12	1		2		15
		延日数	185	2		2		189
八戸	28	実人員	26		4			30
		延日数	386		44			430
	29	実人員	29		3	2		34
		延日数	634		115	3		752
五所川原	28	実人員	9			1		10
		延日数	283			1		284
	29	実人員	1			1		2
		延日数	2			1		3
七戸	28	実人員	16					16
		延日数	125					125
	29	実人員	19	1	2	1		23
		延日数	320	2	49	2		373
むつ	28	実人員	7		1			8
		延日数	372		2			374
	29	実人員	3		3			6
		延日数	98		6			104
合計	28	実人員	96	1	9	5		111
		延日数	2,120	5	65	5		2,195
	29	実人員	81	4	8	7		100
		延日数	1,614	50	170	10		1,844

第3 児童相談所の事業等

児童相談所の事業等

県内の児童相談所は、地域の必要に応じて、児童の健やかな育成及び家庭・地域における児童養育を支援するための各種援助活動や第一義的な児童家庭相談窓口である市町村への後方支援等を行っている。

事業の概要等を総括すると、下図のようになる。



1 子ども虐待防止対策

(1) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助を目的としてフォローアップ事業を実施している。

平成12年度に中央児童相談所で開始され、現在は県内各児童相談所において、地域のニーズに合わせて施設職員に対する研修やケースカンファレンス、児童・保護者を対象とした個別又はグループによるカウンセリングや各種治療プログラムの実施等の取り組みを行っている。

平成29年度の実績は下記のとおりである。

表32 児童福祉施設職員指導

児相 \ 区分	実施施設数	職員数	指導回数	延指導人数
中央児童相談所	5	65	20	157
弘前児童相談所	1	3	20	60
八戸児童相談所	3	39	13	48
五所川原児童相談所	1	8	12	86
七戸児童相談所	3	45	13	58
むつ児童相談所	2	25	8	26

表33 被虐待児集団指導

児相 \ 区分	児童数	指導回数	延指導人数	スーパービジョン参加職員延人数
中央児童相談所	10	3	28	6

表34 被虐待児親子指導

児相 \ 区分	世帯数	指導回数	児童指導延人数	親指導延人数
中央児童相談所	3	19	19	32
弘前児童相談所	3	7	12	12
八戸児童相談所	6	26	26	29
五所川原児童相談所	3	21	41	21
むつ児童相談所	1	5	5	5

表35 被虐待児個別指導

児相	区分	児童数	指導回数	スーパービジョン 参加職員延人数
中央児童相談所		3	19	21
弘前児童相談所		9	62	78
八戸児童相談所		11	46	6
五所川原児童相談所		4	35	41
七戸児童相談所		2	22	22
むつ児童相談所		12	42	31

表36 被虐待児の保護者指導

児相	区分	保護者数	指導回数	指導延人数
中央児童相談所		12	36	60
弘前児童相談所		11	41	67
八戸児童相談所		49	124	142
五所川原児童相談所		10	61	76
むつ児童相談所		35	161	199

(2) 子ども虐待ホットライン事業

子どもへの虐待に関する通告・通報を24時間、365日受け付けるホットライン(フリーダイヤル)を各児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的としている。中央児童相談所には電話相談員3名が配置され、休日・夜間等は中央児童相談所が受け付ける体制としている。

表37 通告者別(相談者別)受付状況

通告者	家族	警察等	学校等	児童本人	福祉事務所	市町村	近隣・知人	保健所	医療機関	児童委員	児童福祉施設等	親戚	その他	合計
件数	13		5	7			42		2		5	5	13	92

表38 虐待の内容と年齢別内訳

虐待の内容	0歳児		幼児		小学生		中学生		高校生		その他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体的虐待			9	6	8	7		4		3	2		19	20
性的虐待						2		1						3
心理的虐待		1	10	5	5	1		5		1			15	13
保護の怠慢・拒否		2	5	3	7	3			2				14	8
不明														
合計		3	24	14	20	13		10	2	4	2		48	44

(3) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は援助に当たり法的手続き上専門的な対応を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう、児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

表39 児童相談所法律相談実施事業

年度	児 相	相談回数	内 容
27	弘 前	1	児童を精神科へ入院させて治療を行う必要があるが、親が同意しない場合の対応方法について
		1	児童福祉法第28条の手続きによる家庭裁判所への申し立てについて
		1	出国が確認されている児童のその後の取扱いについて
		1	虐待を受けた17歳児童を親子分離した後の、母からの引き取り要求等に備え、現時点で可能な対応について
	八 戸	2	法28条による施設入所ケースを親族里親に措置変更するにあたり親権停止をすることの適否について
	七 戸	1	児童福祉法28条申立の可否及び申立書作成について
		1	保護者の意向に反した面会・交流について
	む つ	1	児童福祉法第28条の手続きによる家裁への申し立てについて
1		法第28条に基づく家事審判申立ケースの追加資料について	
28	中 央	1	施設入所児の対応について
	弘 前	2	児童福祉法第28条について
		1	児童福祉法第28条について(申立後の進行等)
		1	措置変更及び児童の精神科への入院に親が同意しない場合の対応方法について
		1	親権者と連絡がつかない里親委託児童が事故に遭った場合の保険金受取について
	八 戸	1	児童福祉法第28条による申し立ての適否について
		2	父からの性的虐待に対する告訴等の対応について
		1	法第28条第2項もしくは同法第33条の7に基づく申し立てを検討しているケースの取扱いについて
		1	法第28条に基づく申し立てを検討しているケースの取扱いについて
	五所川原	2	親権者の要求への対応等について
	七 戸	1	離婚未成立段階での、母の家庭引取りについて
む つ	1	即時抗告申立書(抗告状)に対する意見書作成について	
29	弘前	2	法第28条確定後の親族からの養子縁組申立てへの対応について
		1	家族再統合を進めている途中段階での28条申し立てについて
	八戸	1	児童福祉法第28条に基づく申立中のケースの取扱いについて

(4) カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医の協力により指導を行うものであり、平成13年4月から事業を開始し、平成29年度の実績は下記のとおりである。

表40 カウンセリング強化事業実施状況

区分 児相	実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言の件数
中央児童相談所	58	60
弘前児童相談所	2	2
八戸児童相談所	6	6

(5) 虐待予防、早期発見のための研修会

①子ども虐待要保護児童対策研修会

地域ぐるみで被虐待児童をはじめとする要保護児童の発生を防止する機運の醸成を図ることを目的に、関係機関や一般県民を対象とした研修会を毎年県内2か所で開催している。平成29年度は七戸児童相談所とむつ児童相談所が下記のとおり開催している。

表41 子ども虐待要保護児童対策研修会実施状況

児相	実施年月日	研修名	会場	参加者数
七戸	H29.10.13	「子どもの貧困～虐待とからめて」	七戸町中央公民館大ホール	150
むつ	H29.12.15	「子どもを育む家族の力」 ～DVを乗り越える・当事者視点の 援助～	下北文化会館	81

②その他の研修会

むつ児童相談所では、東日本大震災を機に「東日本・家族応援プロジェクトinむつ」(支援者支援セミナーなど)を開催している。

表42 その他の研修会実施状況

実施年月日	研修名	会場	参加者数
H29.8.10 ～H29.9.3	団士郎家族漫画展	むつ市立図書館	(自由観賞)
H29.9.1	支援者支援セミナー	むつ市役所	68
H29.9.1	お父さん・お母さんのためのほほえみ講座	むつ市中央公民館	40
H29.9.2	団士郎漫画トーク	むつ市立図書館	64

2 市町村支援

(1) 市町村子ども家庭相談支援

平成17年4月から市町村が第一義的な児童家庭相談窓口となったことから、市町村職員を対象とした研修の実施や市町村に出向いての巡回支援、相談ケースの対応等に関する技術的助言を行う等、市町村子ども家庭相談に対する支援を行っている。

表43 市町村子ども家庭相談担当者研修会

児 相	管内市町村数	開 催 日 数	開催延時間数	延参加者数
中央児童相談所	5			
弘前児童相談所	8			
八戸児童相談所	8	1日	2.5時間	16名
五所川原児童相談所	6			
七戸児童相談所	8			
むつ児童相談所	5	1日	2.5時間	7名

表44 市町村巡回支援実施状況

児 相	管内市町村数	延実施市町村数	概 要
八戸児童相談所	8	8	相談受付台帳整備、児童記録票作成、統計処理等に関する助言。要対協、進行管理台帳整備、実務者会議運営方法等に関する助言。
むつ児童相談所	5	5	

表45 市町村に対する技術的助言の状況

	件数
中 央	18
弘 前	36
八 戸	21
五所川原	6
七 戸	22
む つ	3

(2) 要保護児童対策地域協議会支援

要保護児童等に関し関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として、「要保護児童対策協議会」が児童福祉法により位置づけられている。

協議会の各会議に出席するとともに、会議の運営や協議会における対象ケースの進行・管理等について助言等を行っている。

表46 要保護児童対策地域協議会実施状況

児 相	管内市町村数	設 置 済 市 町 村 数	会 議 出 席 回 数		
			代表者会議	実務者会議	個別ケース 検 討 会 議
中央児童相談所	5	5	4	15	11
弘前児童相談所	8	8	8	8	59
八戸児童相談所	8	8	7	23	9
五所川原児童相談所	6	6	2	8	5
七戸児童相談所	8	8	8	44	17
むつ児童相談所	5	5	5	5	33

注：管内市町村数は平成30年3月31日現在

3 里親支援

(1) 里親制度普及啓発講演会

里親制度にかかる講演会等の実施により広報活動を行い、新たな里親の開拓に取り組んでいる。(H26年度～県内1児相、1施設持ち回り)

表47 里親制度普及啓発講演会実施状況

機 関 名	内 容	参 加 者 数
五所川原児童相談所	里親講演会「里親が語る子育て 発達障害・知的障害」	50名
美 光 園	「里親ってなんだろう？」	33名

(2) 養育里親研修・養子縁組里親研修

家庭での養育を必要とする児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として、年2回、養育里親・養子縁組の新規登録時に「基礎研修」「登録前研修」、養育里親登録の更新時に「更新研修」を実施している。

養子縁組里親登録については、平成29年度から研修受講が義務付けられたものであり、平成29年度に限り、既に登録済の養子縁組里親も研修を受講している。

表48 養育里親研修・養子縁組里親研修実施状況

研 修 名	会 場	参 加 者 数
＜前期＞ 基礎研修 登録前研修	中央児童相談所・藤聖母園	8名
	中央児童相談所・藤聖母園	8名
＜後期＞ 基礎研修 登録前研修	八戸児童相談所・あけぼの学園	7名
	八戸児童相談所・あけぼの学園	9名
＜前期＞ 更新研修	中央児童相談所・弘前愛成園	5名
＜後期＞ 更新研修	八戸児童相談所・あけぼの学園	3名
養子縁組里親研修(全4回)	①②中央児童相談所	①16名 ②9名
	③アピオ青森	18名
	④八戸児童相談所	17名

4 精神発達精密健康診査事後指導

(1) 3歳児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う3歳児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている（精密健康診査は平成24年度から市町村で実施）。

表49は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表49 3歳児精健事後指導主訴・診断名別件数

主訴	相談児童数	診断名									
		正常・正常範囲	精神発達（遅滞の問題）	言語発達遅滞	構音障害	神経性習癖	社会性の未熟	反社会的傾向	自閉的傾向	その他	保留
言葉の遅れ											
発音異常											
吃音											
精神発達の遅れ	1								1		
落ち着きがない											
夜尿・指しゃぶり											
その他											
合計	1								1		

表50 3歳児精健事後指導状況(相談児童数)

児相	28年度	29年度
中央		
弘前		
八戸		
五所川原	3	1
七戸		
むつ		
合計	3	1

(2) 1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う1歳6か月児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている。（精密健康診査は平成24年度から市町村で実施）

表51は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表51 1歳6か月児精健事後指導主訴・診断名別件数

主 訴	相 談 児 童 数	診 断 名					
		正 常 ・ 正 常 範 囲	（ 精 神 遅 発 達 滞 滯 の 問 題 ）	言 語 発 達 の 問 題	情 緒 発 達 の 問 題	そ の 他	保 留
言 葉 の 遅 れ							
発 音 異 常							
吃 音							
精 神 発 達 の 遅 れ							
落 ち 着 き が ない							
そ の 他							
合 計							

表52 1歳6か月児精健事後指導状況（相談児童数）

児 相	28年度	29年度
中 央		
弘 前		
八 戸		
五 所 川 原	2	
七 戸		
む つ		
合 計	2	

5 関係機関との連携状況

(1) 各種研修会への講師等の派遣

関係機関との連携強化のため、関係機関が主催する会議や研修会において積極的に講師等を派遣している。

平成29年度の派遣状況は下記のとおりである。

中央児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
単位民児協会長研修会	野辺地町	県内の児童問題の実態と児童委員活動について
幼稚園等中堅教諭等資質向上研修	青森市	児童虐待の現状と関係機関との連携の在り方
初任者研修・生徒指導基礎講座	青森市	安全・安心な生活を支える児童相談所の機能
青森少年鑑別所拡大研修会（第1～3回）	青森市	動機づけ面接法
児童福祉司任用前講習会	青森市	子ども虐待対応の基本
教員・保育施設職員研修会	青森市	児童虐待の現状の理解、対応について
県下少年補導職員研修会	青森市	児童相談所と警察の連携強化について
地域生徒指導連絡協議会合同会議	青森市	児童相談所の業務について
子供のSOS緊急対応研修講座	青森市	関係機関との連携
県立学校中堅教諭等資質向上研修	青森市	関係機関との連携
青森市教育委員会少年指導員研修会	青森市	児童相談所と地域、学校との連携
児童福祉司任用後研修	青森市	子ども虐待対応
要対協調整担当者研修	青森市	子ども虐待対応
児童福祉司任用後研修	青森市	子ども虐待対応

弘前児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
弘前地区小学校生徒指導連絡協議会研修会	弘前市	相談対応と機関連携
平成29年度社会福祉主事資格認定講習会に係る福祉事務所実習	弘前市	児童相談所の業務、児童虐待関係
弘前地区保護司会 企画調整保護司研修会	弘前市	児童相談所の職務について
平賀民生委員児童委員協議会勉強会	平川市	知的障害児支援について
平川市生徒指導推進協議会研修	平川市	児童相談の現状と学校との連携について
平成29年度弘前保健所初任期保健師及び新任期保健師研修	弘前市	児童相談所の機能と役割
平成29年度青森県小児保健協会学術集会	弘前市	子ども虐待の現状と対応
平成29年度中南郡主任児童委員研修会	弘前市	地域だからこそできること
児童福祉司任用前講習会	青森市	ソーシャルワークの基本
児童福祉司任用前講習会	青森市	子どもの成長・発達と生育環境

要対協調整担当者研修	青森市	子どもの成長・発達と生育環境
要対協調整担当者研修	青森市	子どもの生活に関する諸問題
要対協調整担当者研修	青森市	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク

八戸児童相談所

研 修 会 等 名 称 等	開 催 地	内 容
地域保健展開実習 (H29. 6. 7)	八戸市	児童相談所の機能と役割について
地域保健展開実習 (H29. 7. 11)	八戸市	児童相談所の機能と役割について
管理栄養士課程履修学生臨地実習 (H29. 6. 28)	八戸市	児童相談所の機能と役割について
管理栄養士課程履修学生臨地実習 (H29. 8. 30)	八戸市	児童相談所の機能と役割について
医師臨床実習 (H29. 5. 17)	八戸市	児童相談所の概要と関係機関連携対応、心理検査・心理療法について
医師臨床実習 (H29. 5. 30)	八戸市	受理判定援助方針会議見学
医師臨床実習 (H29. 7. 11)	八戸市	児童相談所の機能と役割について
医師臨床実習 (H29. 9. 27)	八戸市	児童相談所の機能と役割について
医師臨床実習 (H30. 2. 22)	八戸市	児童相談所の機能と役割について
H29第1回初任期保健師研修 (H29. 8. 18)	八戸市	児童相談所の機能と役割について
社会福祉主事資格認定講習実習講師 (H29. 8. 29)	八戸市	児童相談所の機能と役割について
児童福祉司任用前研修講師 (H29. 10. 5、H29. 10. 6)	青森市	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本、児童相談所における方針決定の過程
児童福祉司任用後研修講師 (H29. 12. 18)	青森市	子ども家庭支援のためのケースマネジメント
児童福祉司任用後研修講師 (H30. 1. 10)	青森市	①子ども家庭支援のためのケースマネジメント、②子どもの面接・家族面接に関する技術、③児童相談所における方針決定の過程

五所川原児童相談所

研 修 会 等 名 称 等	開 催 地	内 容
平成29年度第1回児童生徒問題行動対策推進会議	五所川原市	児童相談所の職務とその実際について
平成29年度五所川原保健所初任期保健	五所川原市	児童相談所の職務と業務
要対協調整担当者研修	青森市	児童相談所の役割と連携
要対協調整担当者研修	青森市	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方
平成29年度社会福祉主事資格認定講習	五所川原市	児童相談所の業務

七戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
平成29年度十和田市民生委員・児童委員協議会生活支援部会研修	十和田市	児童虐待の現状と課題について
児童福祉司任用前講習会	青森市	関係機関（市町村を含む）との連携・協働と在宅支援
児童福祉司任用後研修	青森市	関係機関（市町村を含む）との連携・協働と在宅支援
要対協調整担当者研修	青森市	要保護児童対策地域協議会の運営
要対協調整担当者研修	青森市	会議の運営とケース管理

むつ児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
はまゆり学園職員基礎研修会	むつ市	児童相談所の業務について、障害について
みちのく福祉会職員研修	むつ市	虐待とその対応
児童福祉司任用前講習会	青森市	非行対応の基本
児童福祉司任用後研修	青森市	非行対応

(2)実習生、見学者の受け入れ状況

関係機関の職員や福祉を学ぶ学生を積極的に受け入れ、見学者への案内や実習指導、研究事業への協力等を行っている。

中央児童相談所

実習等名称等	参加人員	内容
児童相談所見学会（児童福祉週間関連）	2日間 3回開催 計95人	児童相談所の概要説明、所内見学（一時保護所も含む）
青森県警察学校初任補習科学生新任職員教養研修	5人	児童相談所の概要説明、所内見学（一時保護所も含む）
青森地方裁判所司法修習	2人	児童相談所の概要説明、所内見学（一時保護所も含む）
弘前大学人文社会科学部施設見学	27人	児童相談所の概要説明、所内見学（一時保護所も含む）
社会福祉基礎実習Ⅱ（青森県立保健大学）	5日間 3人	講義（児童相談所の業務）、所内見学（一時保護所も含む）、施設見学等
家庭裁判所調査官関係機関特別研修	4日間 1人	各課との情報交換、援助方針会議出席、一時保護所見学等
弘前大学大学院教育研究学科臨床心理実習	5日間 2人	講義（心理検査、心理治療の概要）、一時保護所見学

弘前児童相談所

実習等名称等	参加人員	内容
弘前市民生委員児童部会委員庁舎見学	60人	児童相談所の概要説明、児童虐待の説明、所内見学

七戸児童相談所

実 習 等 名 称 等	参加人員	内 容
社会福祉主事資格認定講習会	3人	児童相談所の業務、説明
自由民主党青森県支部連合会女性局視察	27人	概要説明、意見交換

児 童 相 談 (平成 29 年度実績)

編 集 東青地域県民局地域健康福祉部 こども相談総室
(青森県中央児童相談所)

〒038-0003 青森市大字石江字江渡 5-1

TEL (017) 781-9744 FAX (017) 781-4175

発 行 平成 30 年 10 月
